

一般廃棄物処理基本計画

令和3年8月

宮 古 市

〈 目 次 〉

【はじめに】

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象区域	3
4 計画の期間	3

第1章 地域の概況	4
第1節 地理的概況	4
第2節 社会的概況	7
第2章 ごみ処理基本計画	11
第1節 ごみ処理の現況	11
第2節 ごみ処理の課題	41
第3節 人口及びごみ量の将来予測	43
第4節 計画の基本フレーム	45
第5節 目標達成に向けた施策の推進	48
第3章 生活排水処理基本計画	57
第1節 生活排水の現況と課題	57
第2節 生活排水処理の将来予測	63
第3節 生活排水処理の主体	65
第4節 生活排水処理計画	66
第4章 計画の進行管理	67

注) 本計画書記載の数値は、端数処理や表現の関係で一致しない場合があります。

【はじめに】

1 計画の策定の趣旨

国により、「循環型社会元年」（平成12年）が位置付けられてから20年が経過し、その間、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法が制定・改正され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。

平成30年6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、地域の資源生産性の向上や低炭素化、地域の活性化等を実現する「地域循環共生圏」のイメージが描かれました。

これらの国の法体系の中で、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」では、第6条第1項で、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定しています。

また、宮古市（以下「本市」という。）の中間処理及び最終処分を行っている宮古地区広域行政組合（以下「組合」という。）では、平成24年3月に、平成23年度から令和7年度までの15年間を計画期間とした組合対象区域（宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村）（以下「本地域」という。）の一般廃棄物処理の方向性を示した「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後、平成28年11月に中期計画を策定し、その後、令和3年3月24日に後期計画を策定しました。

本市では、平成23年度から令和7年度を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）」を策定しました。現行計画は計画期間を、前期計画（平成23年度から平成27年度）、中期計画（平成28年度から令和2年度）、後期計画（令和3年度から令和7年度）の5年ごとに分けており、それぞれの計画期間で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興、そして、復旧・復興の進捗状況を踏まえた一般廃棄物の適正処理等に努めます。

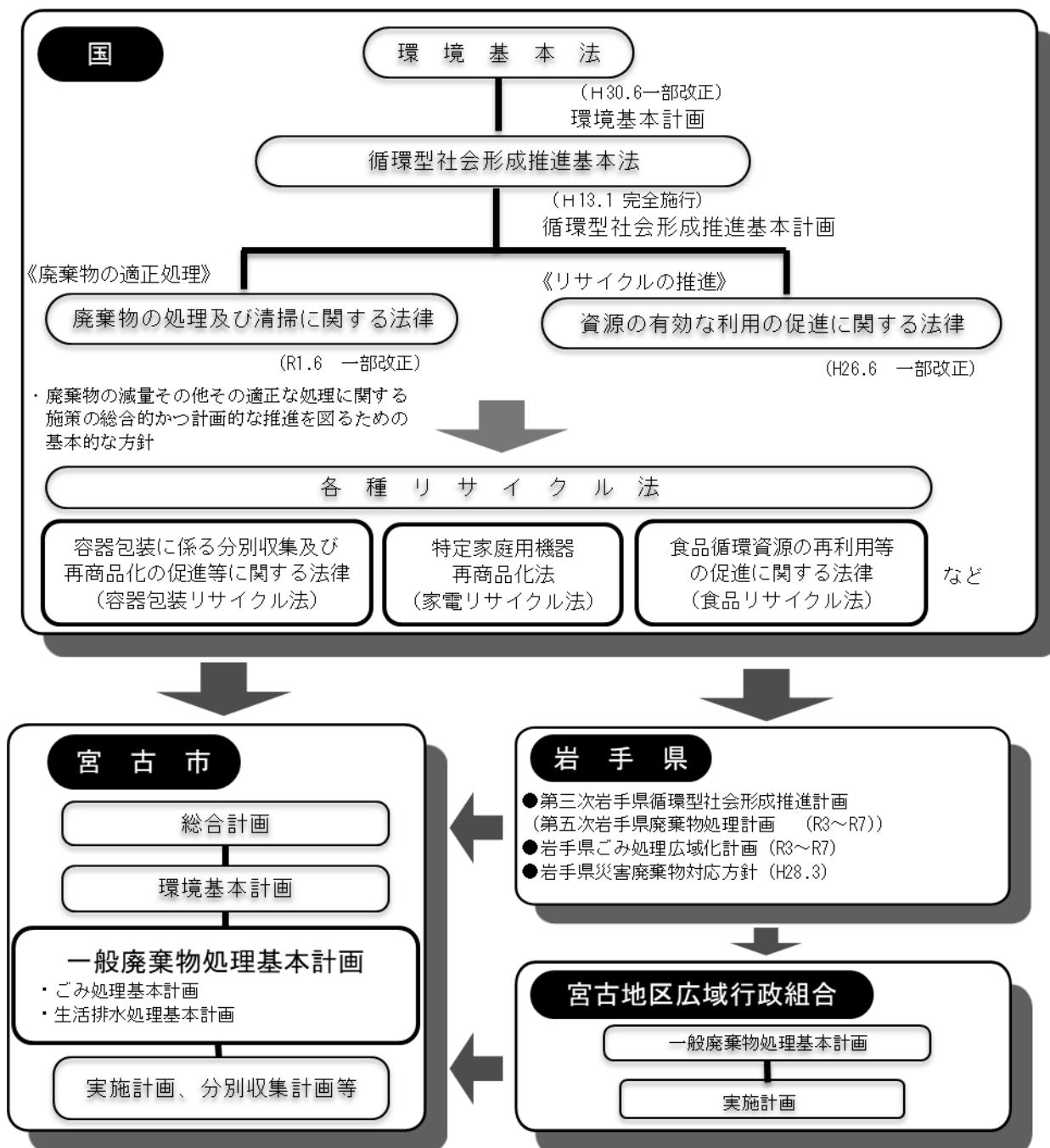
今回、中期計画策定から5年が経過し改定時期を迎えていることから、中期計画期間の一般廃棄物処理や施設整備の状況、復旧・復興の進捗状況等や、組合の「一般廃棄物処理基本計画」の見直しを踏まえて現行計画の改定を行い（以下「本計画」という。）今後の一般廃棄物処理の方向性を再度検討します。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」や各種リサイクル法、県の廃棄物処理計画、ごみ処理広域化計画、災害廃棄物処理対応方針、組合における一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月）を参考としています。

また、本市の総合計画や環境基本計画などに基づき策定したものであり、本計画に基づき、毎年、実施計画等を策定します。

本計画の推進により、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる目標の達成に向けて取り組みます。



3 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、本市全域とします。

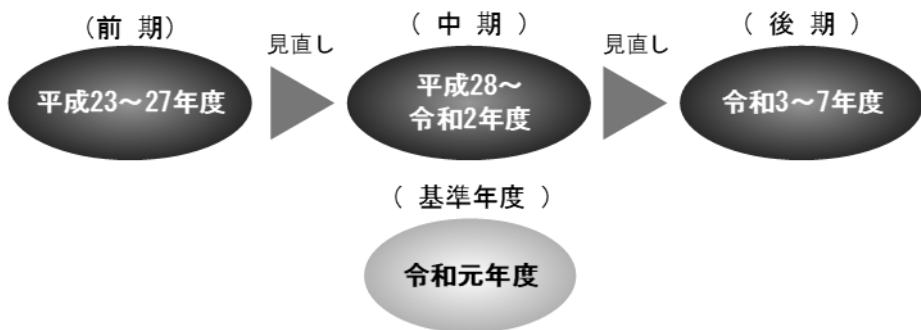


4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度を初年度、令和 7 年度を最終年度とした 15 年間です。

なお、平成 23 年度から平成 27 年度までを前期、平成 28 年度から令和 2 年度までを中期、令和 3 年度から令和 7 年度までを後期とします。

本計画は、計画後期最終年度の令和 7 年度を計画目標年度とし、令和元年度を基準年度として後期の一般廃棄物処理の方向性を見直しました。



第1章 地域の概況

第1節 地理的概況

1 位置・面積

本市の概況を図 1-1 に示します。

本市は、岩手県沿岸部のほぼ中央に位置し、東に太平洋、西は北上高地を仰ぎ、市の西側は盛岡市、花巻市に隣接し、南側は遠野市、大槌町及び山田町に、北は岩泉町に接しています。

総面積は 1,259.15km²で、岩手県の総面積の約 8.2%を占めています。



図 1-1 本市の位置

2 地勢

本市は、太平洋沿岸の岩手県中央部に位置しています。浄土ヶ浜以南は、海岸線まで山地が迫っていますが、浄土ヶ浜より北方は、海岸線付近が主に扇状地性低地と岩石台地・段丘で、海岸段丘の断崖が続き、そこから内陸部にかけて山地となっています。本市内の大きな河川としては、二級河川の閉伊川や津軽石川があります。

3 気象

本市の降水量及び平均気温を図 1-2 に示します。

本市は、沿岸部は太平洋岸気候の北部にあたり、夏は涼しく冬は積雪があまり見られない、比較的温暖な気候です。一方、山間部は標高が高いことから、冷涼な高原気候で、冬は積雪が多く見られます。

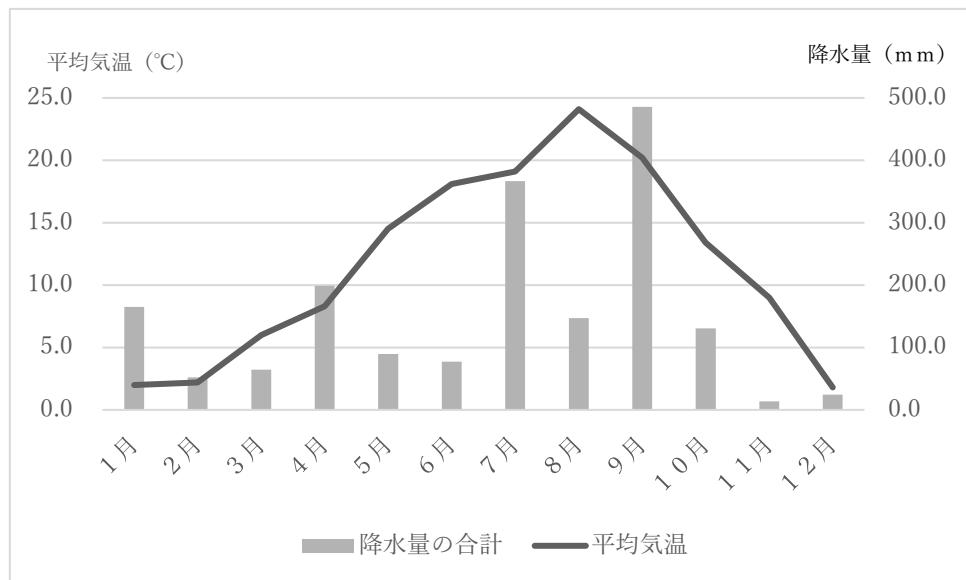


図 1-2 本市の降水量及び平均気温（令和2年）

出典：過去の気象データ検索（気象庁）

4 し尿処理施設周辺の水環境

組合のし尿処理施設の北側には、二級河川である閉伊川が流れ、北上高地を西から東へ蛇行しながら本市の市街地を東流し宮古湾へ注いでいます。し尿処理施設は、宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場があり、処理水は閉伊川へ放流しています。

岩手県では、本地域を沿岸北部地域と、沿岸中部地域（宮古）に分けており、公共用水域における令和元年度の岩手県調査では、両地域ともに環境基準を達成しており、また、海域でも、宮古湾では令和元年度の岩手県調査で環境基準を達成しています。

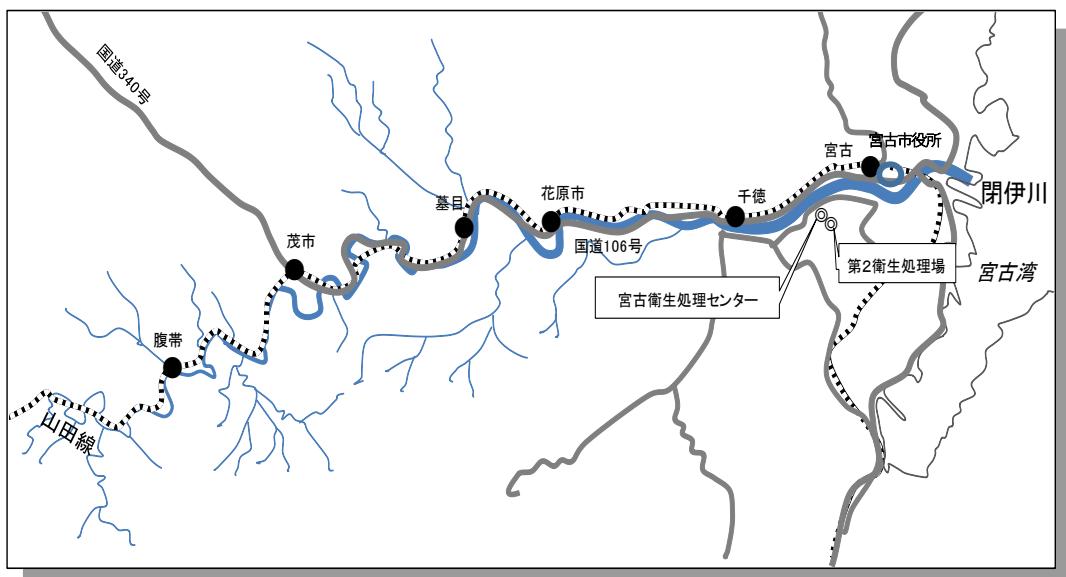
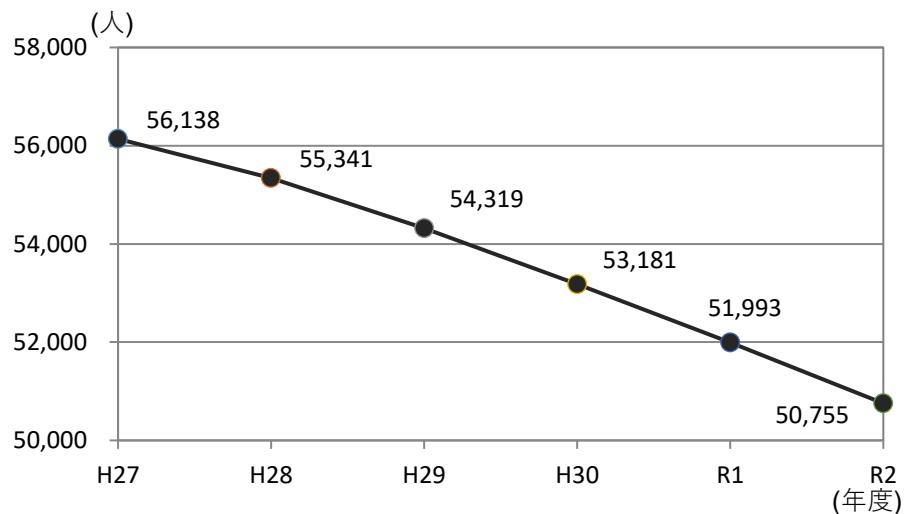


図 1-3 し尿処理施設周辺の水環境

1 人口の推移

本市の人口の推移を図 1-4 に示します。

令和 2 年度の人口は平成 27 年度と比較して約 5,400 人減少しています。



出典：住民基本台帳（10/1 現在。外国人を含む。）

図 1-4 人口の推移

2 年齢別人口の分布

本市の年齢別人口の分布を図 1-5 に示します。

年々 65 歳以上の割合が増えており、令和 2 年時点で、15 歳未満が 9.9%、15~64 歳が 52.0%、65 歳以上が 38.1% となっています。

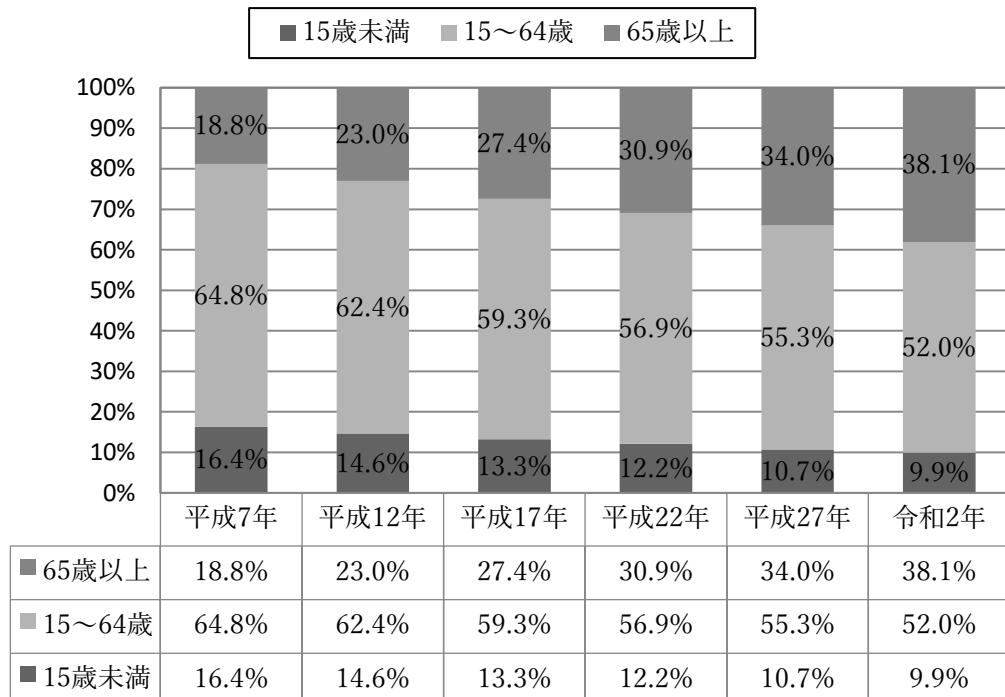


図 1-5 本市の年齢別人口の分布

出典：国勢調査（R2 は住民基本台帳より）

3 事業所数及び従業者数

(1) 事業所数及び従業者数

本市の事業所数及び従業者数の推移を図 1-6 に示します。

震災後、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、事業所数は 274 事業所、従業者数は 4,670 人増加しましたが、平成 26 年から平成 28 年にかけて、事業所数は 205 事業所、従業者数は 3,800 人減少しています。

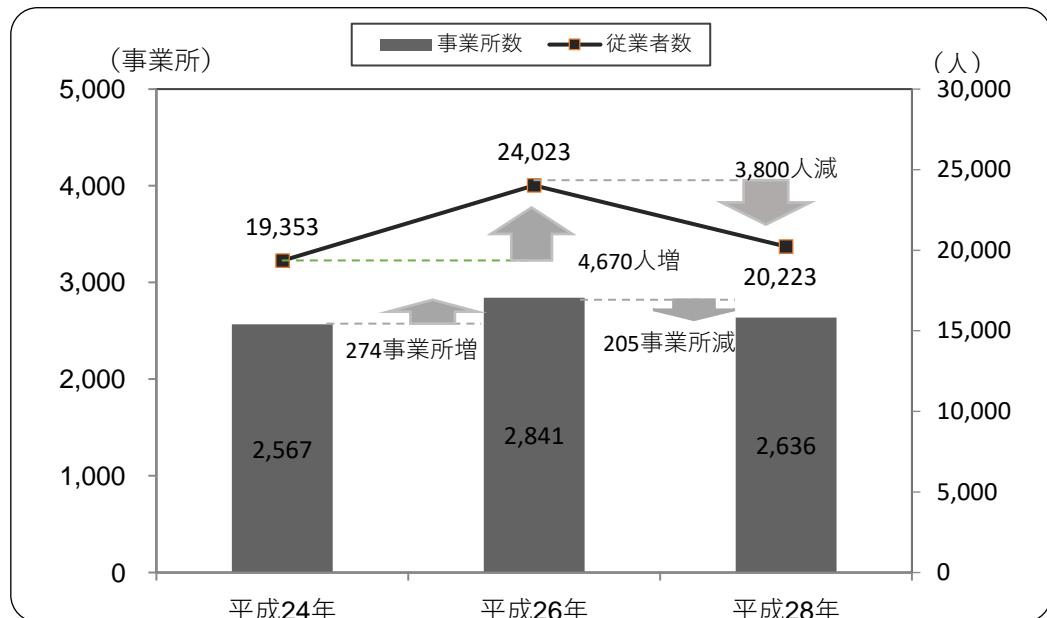


図 1-6 事業所数及び従業者数の推移

出典：宮古市の統計

(2) 事業所数及び従業者数の業種別割合

本市の事業所数及び従業者数の平成 28 年の業種別割合を図 1-7 に示します。

事業所数は、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業の比率が高く、従業者数は、卸売・小売業、製造業、医療、福祉の比率が高くなっています。

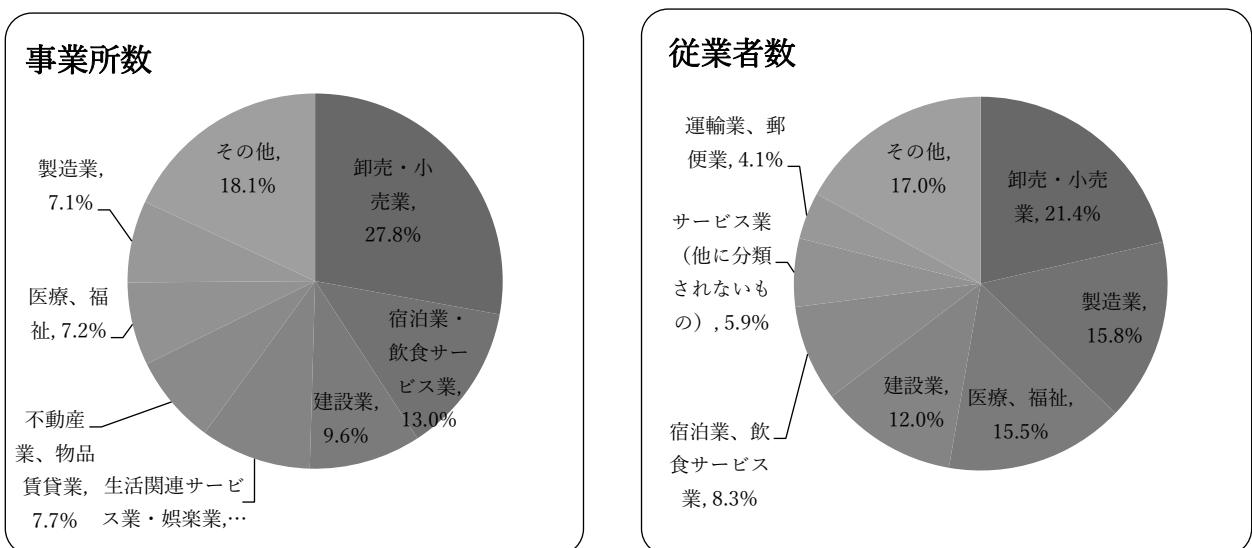


図 1-7 事業所数及び従業者数の業種別割合

出典：宮古市の統計

4 産業の現状

(1) 農業

本市の農業は、水稻、野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた「複合経営」と「多品目栽培」が特徴となっています。また、東日本大震災や度重なる台風等で被害にあった農地・農業用施設等については、関係機関の協力により復旧事業が進められ、整備が完了しました。

農業生産活動を取り巻く情勢は、農業者の高齢化、後継者・担い手不足が課題とされ、その課題を解決しようと集落営農により経営規模の拡大、農地集約を展開するため「地域農業マスターplan」を作成し、農業課題を地域ぐるみで解決するよう取り組みを始めました。

これにより農業生産の拡大、自然環境保全などと合わせ、農業振興及び担い手の確保・育成のより一層の推進が望まれます。

(2) 林業

本市の林業は、木材価格の低迷等により手入れ不足の森林が増えるとともに、間伐材の多くが林地内に置かれ未利用資源となっています。また、地域林業の担い手が不足し、意欲ある山林所有者の減少と高齢化が進んでいます。

平成31年4月から始まった森林環境譲与税を活用し、林業就業者の育成のほか、森林環境教育を推進するとともに、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る「森林経営管理制度」の適切な運用が望されます。

(3) 水産業

本市周辺海域を中心とする三陸漁場は親潮（寒流）、黒潮（暖流）及び津軽暖流の三海流が交差する世界の好漁場の一つに数えられます。

このような状況にある本市の漁業は、主に延縄漁業や底曳網漁業、棒受網漁業などの遠洋・沖合漁業と磯漁業、浅海養殖業、定置網漁業、刺網漁業などを中心に漁業が営まれてきました。

東日本大震災や度重なる台風等で被害にあった漁港、船舶、養殖施設、加工場等、関係機関の協力により復旧事業を順調に進めています。

近年は、三陸沿岸の主要魚種である、サケ・サンマ等の漁獲量が極端に減少しており、地域経済に大きな影響を及ぼしています。これら水揚げ量の減少を補完する方策の一つとして、市では令和元年度から海面養殖、陸上養殖の事業化に向け取り組んでいます。

また、漁業者の減少も深刻な問題となっており「担い手の確保・育成」及び「つくり育てる漁業」のより一層の推進が望されます。

(4) 商業

本市の商業は、東日本大震災の津波や2度の台風による大きな災害からの復旧を繰り返してきましたが、人口減少や少子高齢化、後継者問題などの要因で地域の小売店が廃業する等、空き地や空き店舗が増加している状況です。

減退した商業を回復するため、中心市街地の賑わいと活性化を図ることを目的とした商店街のイベント等の事業を支援するとともに、新規創業者の出店など空き地や空き店舗の活用を促進しながら、魅力ある商業活動の発展が望まれます。

(5) 観光

本市は、浄土ヶ浜や三王岩を代表とした美しく壮大な海岸線を有する「三陸復興国立公園」があり、陸地に目を向けると、広大な北上高地がひろがり、最高峰の早池峰山は高山植物の宝庫として国定公園に指定されています。

北上高地で育まれた豊かな水は、閉伊川を通じて宮古湾へ流入します。

これらは、森・川・海の豊かな自然を活かして年間を通じ、さまざまなイベントが開催されており、県内外から多くの観光客が訪れています。

また、東日本大震災により被災した、「たろう観光ホテル」を震災遺構として整備し、観光客等へ震災を伝える「学ぶ防災」の取組みを実施しています。

(6) 交通

本市の鉄道網は、本市と盛岡市をつなぐJR山田線、本市と沿岸市町村をつなぐ三陸鉄道リアス線があります。宮古～釜石間はJR山田線の一部として運行しておりましたが、東日本大震災により全線で運休となり、三陸鉄道に移管される形で、平成31年3月に三陸鉄道リアス線（久慈～盛）として運行を再開しました。

道路網は、沿岸部を南北に縦断する国道45号、宮古～盛岡間を横断する国道106号、内陸部を縦断する国道340号が整備され、縦に約220kmもある県内の三陸沿岸部は三陸沿岸道路、宮古から盛岡間は宮古盛岡横断道路の整備が進み、一般県道、市町村道が連結し、地域住民の利便、産業開発、地域振興等に重要な役割を果たしています。

更に、東日本大震災を受けて三陸沿岸道路と宮古盛岡横断道路は復興道路・復興支援道路として位置付けられ、三陸沿岸道路は令和3年内に全線開通予定、宮古盛岡横断道路は令和2年度末に全線開通しました。

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみの種類

本計画におけるごみの定義を図2-1に示します。

本計画では、家庭から排出される一般廃棄物を「生活系ごみ」と呼び、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。生活系ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、ごみ排出量に集団回収（町内会や子供会等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」と呼びます。

ごみ排出量は、処理形態により、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃性、不燃性）、資源物（缶類、びん類、ペットボトル、紙類、紙製容器包装、プラスチック容器包装、白色トレイ、有害ごみ、小型家電）の4種類に分けられます。

また、生活系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた量をリサイクル量（民間事業者引渡量）と呼び、ごみ総排出量に対するリサイクル量の割合をリサイクル率と呼びます。

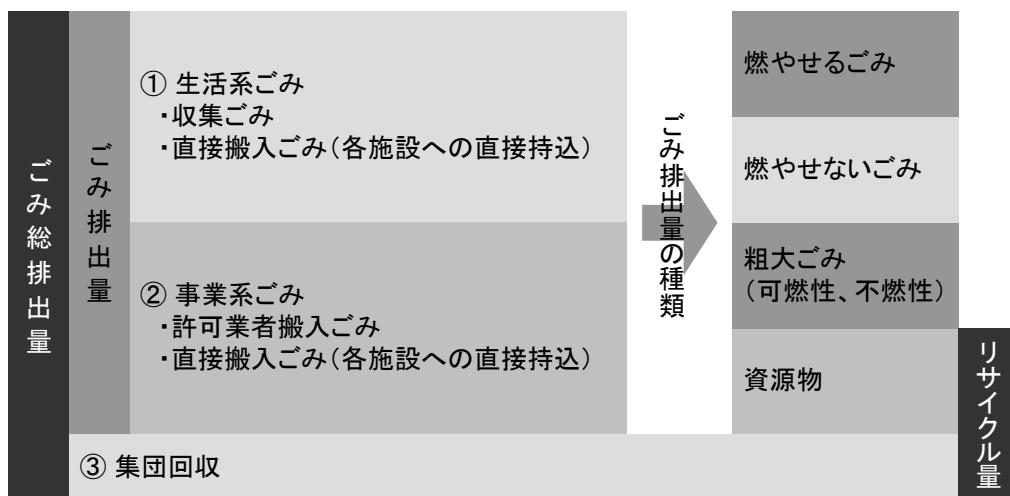


図2-1 ごみの定義

2 ごみ処理・処分の流れ

本市から排出される一般廃棄物は、組合において処理・処分を行っています。組合における処理・処分方法の主な流れを図2-2に示します。

燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみは、宮古清掃センター（焼却施設）で焼却処理しています。このうち、可燃性粗大ごみについては、必要に応じ宮古清掃センター内の切断機や一般廃棄物最終処分場内にある自走式破碎機で焼却前処理を行っています。

燃やせないごみは、小型家電や不燃有価物を回収した上で、一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源物として回収している品目は、みやこ広域リサイクルセンターで、缶、びん、ペットボトル、有害ごみ、小型家電を、第2リサイクルセンターで、紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイを中間処理・保管し、紙類、リターナブルびんは資源物保管庫で保管しています。

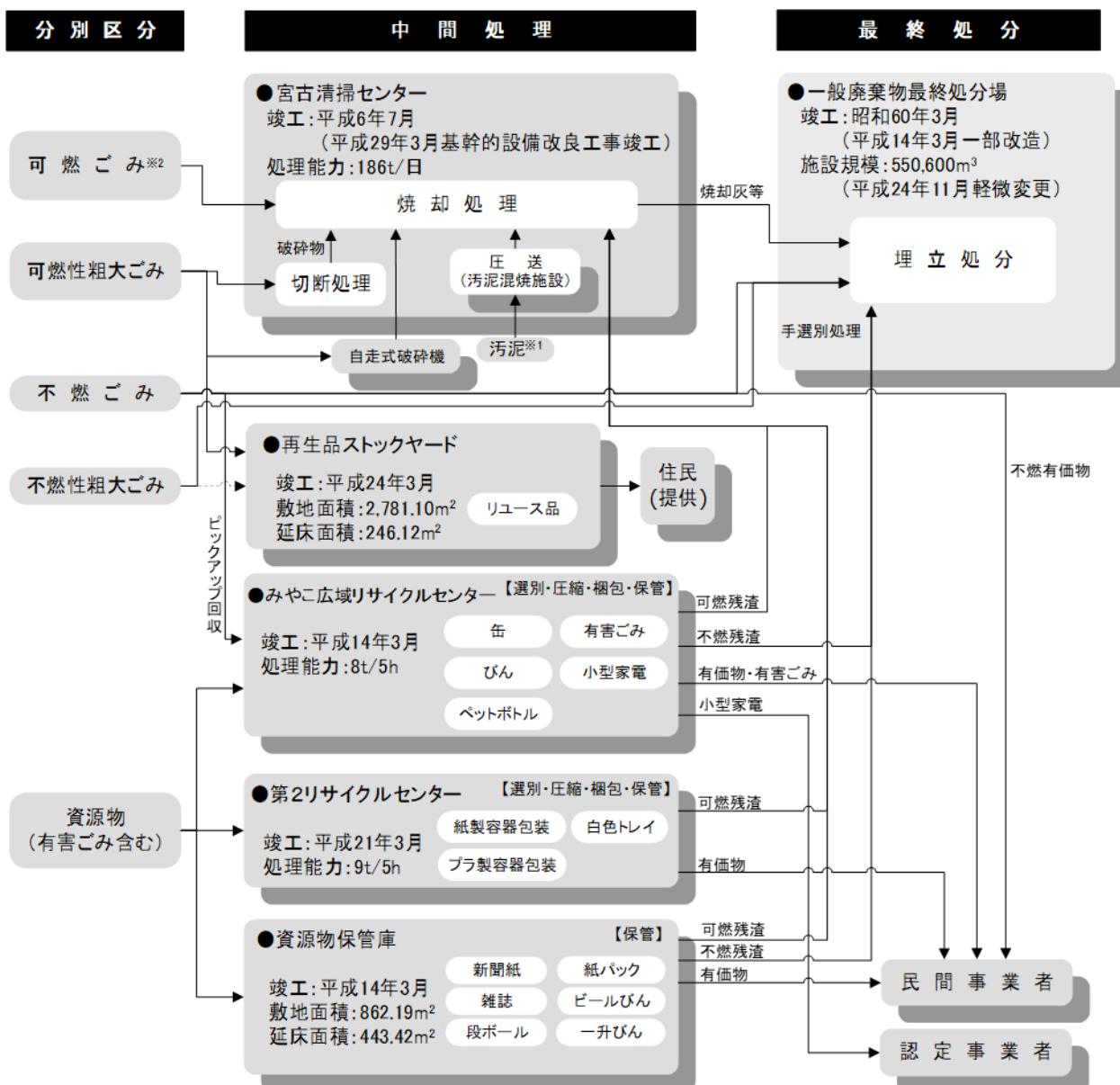


図 2-2 ごみ処理・処分の主な流れ（令和3年度）

3 ごみ総排出量とごみの性状

(1) ごみ総排出量の推移

本市におけるごみ総排出量の推移を表 2-1 及び図 2-3 に示します。

令和元年度のごみ総排出量は、人口の減少に伴い、平成 27 年度より約 1,000t 減量しており、20,651t となっています。

表 2-1 ごみ総排出量の推移

		H27	H28	H29	H30	R1
生活系ごみ	a	14,809	14,424	14,312	14,079	13,912
事業系ごみ	b	6,362	6,306	7,064	7,239	6,344
集団回収	c	503	474	498	458	395
ごみ排出量	d=a+b	21,171	20,730	21,376	21,318	20,256
ごみ総排出量	e=a+b+c	21,674	21,204	21,874	21,776	20,651
人口(人)		56,138	55,341	54,319	53,181	51,993

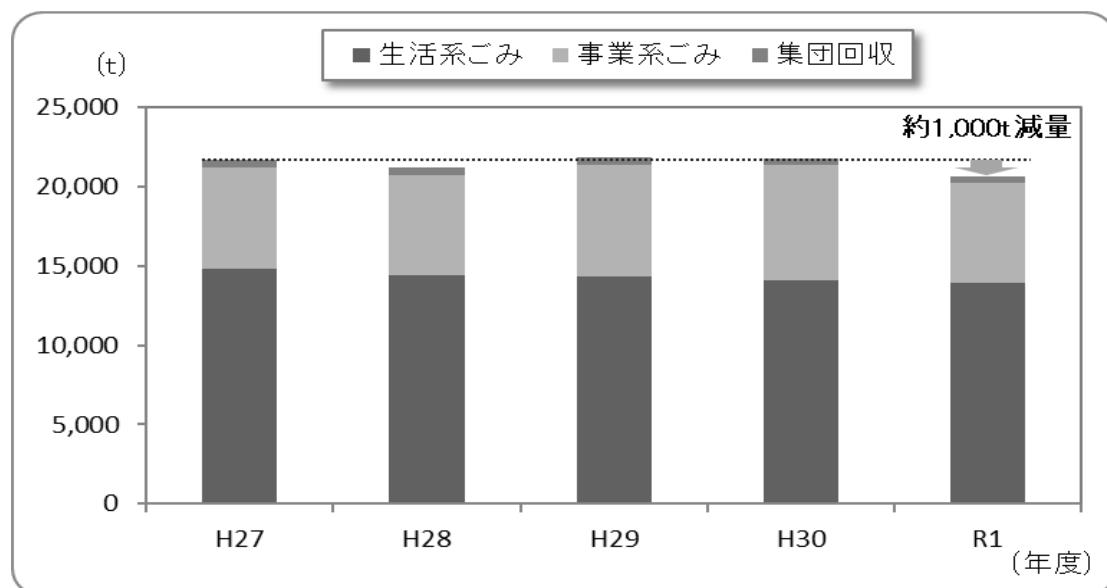


図 2-3 ごみ総排出量の推移

出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

(2) 一人1日あたりのごみ総排出量の推移

本市における一人1日あたりのごみ総排出量の推移を表2-2及び図2-4に示します。

令和元年度は、一人1日あたりのごみ排出量は1,064g、一人1日あたりのごみ総排出量は、1,085gとなっています。

令和元年度において県平均一人1日あたりの量と比較すると、生活系ごみは県平均636gに対し、本市は731gと95g多くなっています。また、ごみ排出量では、県平均927gに対し、本市では1,064gと137g多くなっています。

表2-2 一人1日あたりのごみ総排出量の推移

			単位:g				
			H27	H28	H29	H30	R1
本市	生活系ごみ	a	721	714	722	725	731
	事業系ごみ	b	(310)	(312)	(356)	(373)	(333)
	集団回収	c	24	23	25	24	21
	ごみ排出量	d=a+b+c	1,031	1,026	1,078	1,098	1,064
	ごみ総排出量	e=a+b+c	1,055	1,049	1,103	1,122	1,085
県平均	生活系ごみ	a	641	631	630	635	636
	事業系ごみ	b	(292)	(290)	(292)	(295)	(291)
	集団回収	c	45	43	41	41	38
	ごみ排出量	d=a+b+c	933	921	922	930	927
	ごみ総排出量	e=a+b+c	978	964	963	971	965

注) 1. 出典：県平均：環境省一般廃棄物処理実態調査

注) 2. 出典：本市：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

注) 3. 事業系ごみの値は、年間排出量を人口と年間日数で除した値

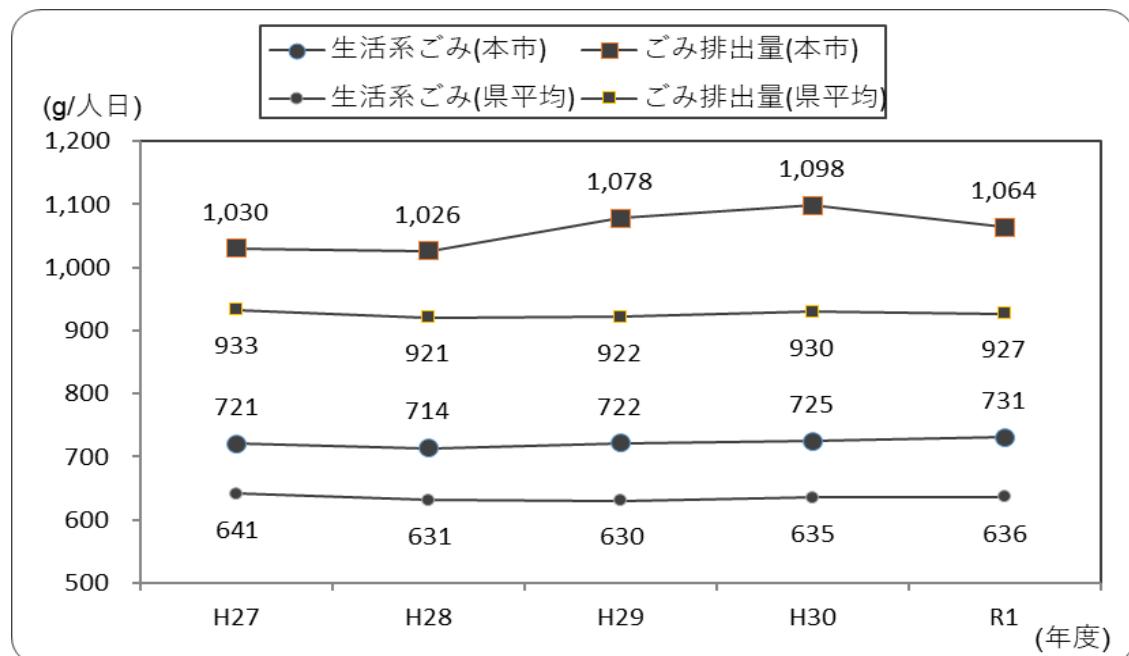


図2-4 一人1日あたりのごみ排出量及び生活系ごみの推移

(3) 生活系ごみの排出量の推移

① 生活系ごみの排出量の推移

本市における生活系ごみの排出量の推移を表 2-3 及び図 2-5 に示します。

生活系ごみの排出量は、人口の減少に伴い、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で 896t の減量となっています。

また、一人1日あたりの生活系ごみの量は、平成27年度から令和元年度までの5年間で10gの増量となっています。

表 2-3 生活系ごみの排出量の推移

単位:t

		H27	H28	H29	H30	R1
収集ごみ	燃やせるごみ	10,174	10,014	9,825	9,659	9,598
	燃やせないごみ	364	365	368	332	328
	粗大ごみ	可燃性	23	18	19	24
	不燃性	16	16	17	18	21
	資源物	1,736	1,557	1,527	1,458	1,376
	計	12,313	11,970	11,756	11,491	11,345
直接搬入ごみ	燃やせるごみ	1,110	1,050	1,064	1,067	1,081
	燃やせないごみ	358	342	400	319	230
	粗大ごみ	可燃性	534	523	582	620
	不燃性	0	0	0	95	178
	資源物	493	539	509	487	468
	計	2,495	2,454	2,555	2,588	2,567
合計		14,808	14,424	14,311	14,079	13,912
人口(人)		56,138	55,341	54,319	53,181	51,993
一人1日あたりの生活系ごみ(g/人日)		721	714	722	725	731

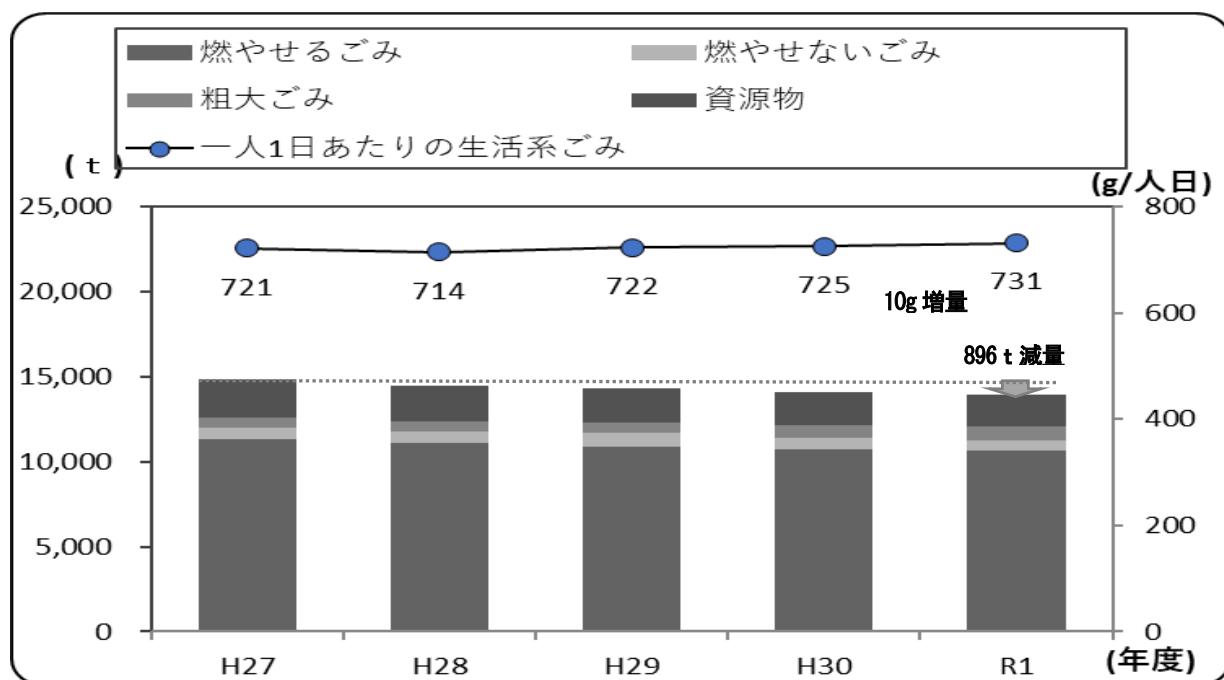


図 2-5 生活系ごみの排出量の推移 出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

② 生活系ごみの資源物回収量の推移

本市における生活系ごみの資源物回収量の推移を表 2-4 及び図 2-6 に示します。

合計量は、人口減少の影響や排出抑制効果により、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で 385t の減量となっています。

表 2-4 生活系ごみの資源物回収量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	単位:t
紙類	1,106	1,031	998	949	889	
紙製容器包装	138	129	127	122	116	
缶類	118	112	110	105	103	
びん類(リターナブル)	36	33	31	29	26	
びん類	459	438	421	392	374	
ペットボトル	111	109	108	110	108	
プラ製容器包装	227	212	211	207	199	
白色トレイ	4	4	3	3	3	
有害ごみ	23	22	23	23	22	
小型家電	7	5	4	5	4	
合計	2,229	2,095	2,036	1,945	1,844	

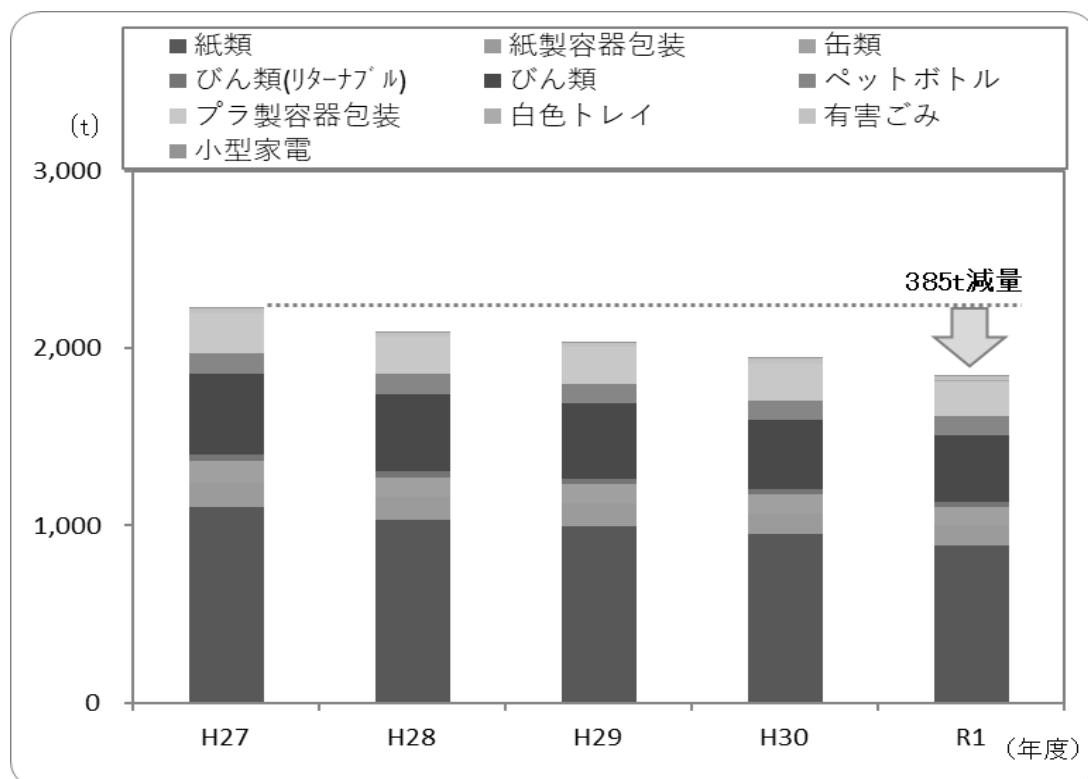


図 2-6 生活系ごみの資源物回収量の推移

出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

(4) 事業系ごみの排出量の推移

① 事業系ごみの排出量の推移

本市における事業系ごみの排出量の推移を表 2-5 及び図 2-7 に示します。

合計量は、震災からの復興工事等に伴う一般廃棄物が増加したため、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて 876t 増量していますが、復興工事等の終了に伴い、平成 30 年度から令和元年度にかけて 894t 減量し、6,344t となっています。

表 2-5 事業系ごみの排出量の推移

		単位:t				
		H27	H28	H29	H30	R1
許可業者 搬入ごみ	燃やせるごみ	4,720	4,783	4,678	4,561	4,486
	燃やせないごみ	167	146	152	148	85
	粗大ごみ	131	138	179	175	161
	可燃性					
	不燃性	0	0	0	4	14
	資源物	172	163	152	146	136
計		5,190	5,230	5,161	5,034	4,882
直接搬入 ごみ	燃やせるごみ	646	600	602	847	683
	燃やせないごみ	268	245	410	598	478
	粗大ごみ	230	205	866	733	277
	可燃性					
	不燃性	0	0	0	0	0
	資源物	28	26	25	26	24
計		1,172	1,076	1,903	2,204	1,462
合計		6,362	6,306	7,064	7,238	6,344

注) 公共ごみは、直接搬入ごみに含む

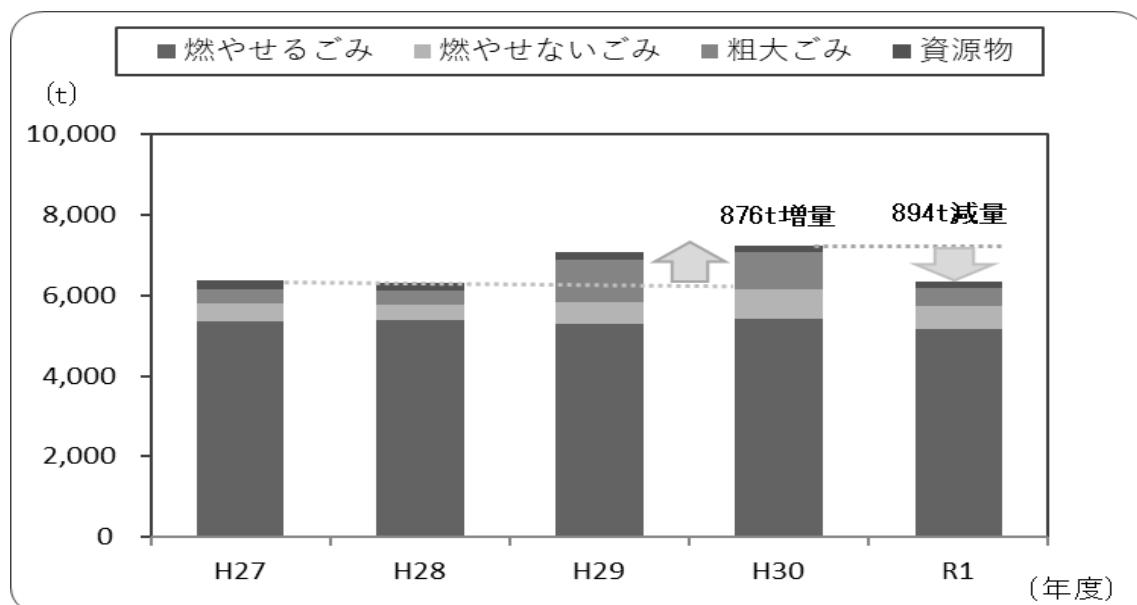


図 2-7 事業系ごみの排出量の推移

出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

② 事業系ごみの資源物回収量の推移

本市における事業系ごみの資源物回収量の推移を表 2-6 及び図 2-8 に示します。

合計量は、びん類の減少が大きく、全体では平成 27 年度から令和元年度にかけて 41t 減量し、159t となっています。

表 2-6 事業系ごみの資源物回収量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	単位:t
紙類	6	6	5	8	7	
缶類	3	4	3	3	3	
びん類(リターナブル)	0	0	0	0	0	
びん類	171	159	147	140	128	
ペットボトル	20	20	21	21	21	
合計	200	189	176	172	159	

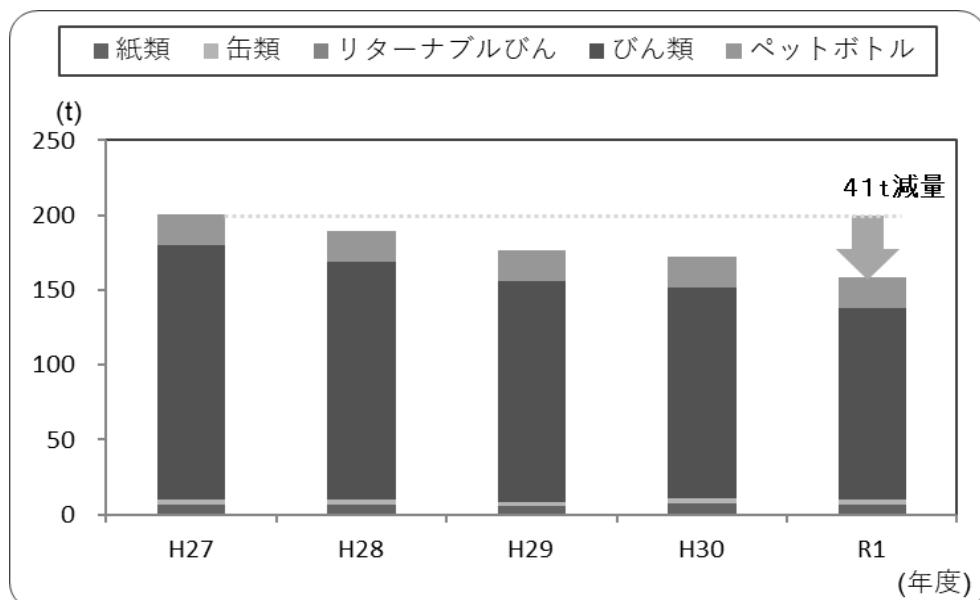


図 2-8 事業系ごみの資源物回収量の推移

出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

(5) 集団回収による資源物回収量の推移

本市における集団回収による資源物回収量の推移を表 2-7 及び図 2-9 に示します。

合計量は、児童生徒数の減少に伴う学校数、子供会等集団回収団体の減少により、平成 27 年度から令和元年度にかけて 108t 減量し、395t となっています。

表 2-7 集団回収による資源物回収量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	単位:t
紙類	419	405	418	390	336	
缶類	59	49	56	49	43	
びん類(リターナブル)	25	20	24	19	16	
古繊維	0	0	0	0	0	
合計	503	474	498	458	395	

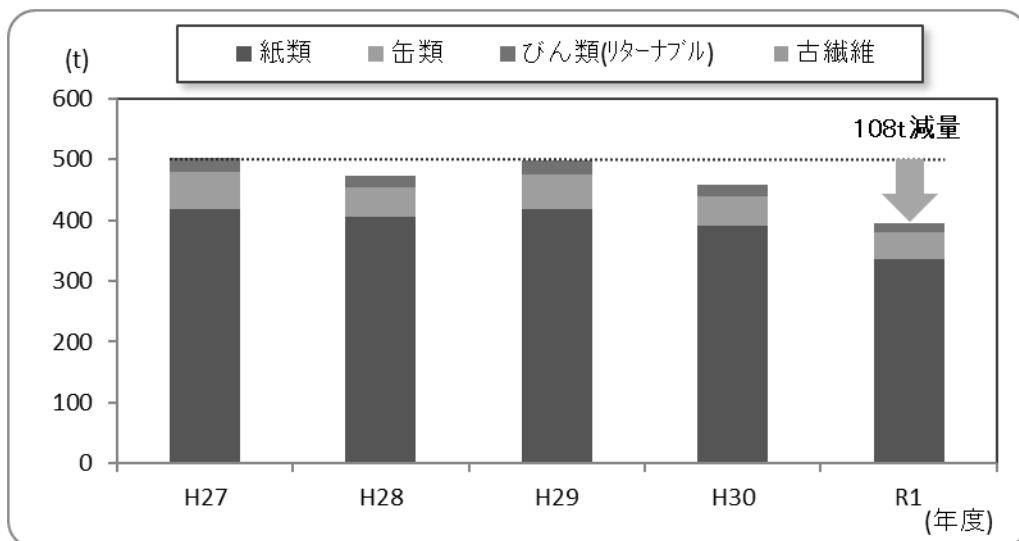


図 2-9 集団回収による資源物回収量の推移

出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

(6) リサイクル量及びリサイクル率の推移

本市のリサイクル量及びリサイクル率の推移を表 2-8 及び図 2-10 に示します。

過去 5 年のリサイクル率は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で 1.9% 減少しています。

なお、大型スーパーなどの資源物の自主回収については、本市のリサイクル量及びリサイクル率には含まれていません。

表 2-8 リサイクル量及びリサイクル率の推移

単位:t

		H27	H28	H29	H30	R1
リサイクル量	資源（生活系ごみ）a	2,230	2,096	2,036	1,945	1,844
	資源（事業系ごみ）b	201	189	177	172	159
	処理残渣c	42	33	46	61	39
	有価物d	222	239	223	223	227
	再生品e	0	0	0	1	1
	小型家電（ピックアップ回収）f	6	6	5	5	4
	集団回収g	503	474	498	458	395
合計(a+b-c+d+e+f+g)		3,120	2,971	2,893	2,743	2,591
ごみ総排出量i		21,675	21,204	21,873	21,776	20,651
リサイクル率j=h/i		14.4%	14.0%	13.2%	12.6%	12.5%
リサイクル率（県平均）		18.5%	18.1%	18.4%	18.2%	17.6%

注) 1. 処理残渣は、リサイクル過程での不適物等である

注) 2. 有価物：燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみから回収した金属等

注) 3. リサイクル率（県平均）は、環境省一般廃棄物処理実態調査より算出

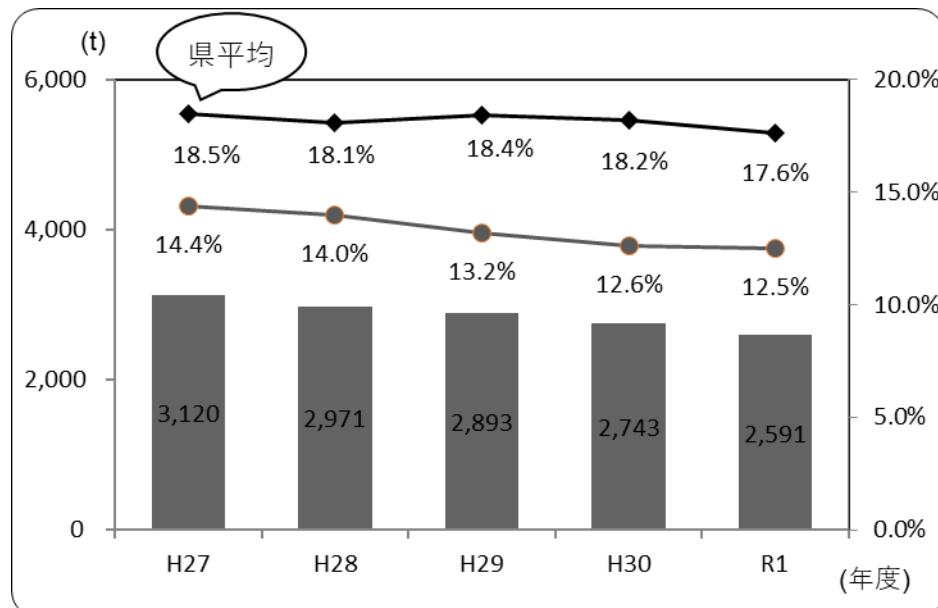


図 2-10 リサイクル量及びリサイクル率の推移

出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

(7) 燃やせるごみの組成割合

本地域の燃やせるごみの組成割合の推移を表 2-9 及び図 2-11 に示します。

合成樹脂類の割合が若干の増加傾向にあります。令和元年度の燃やせるごみの組成割合は、生ごみが最も多く 50.0%、次いで紙・布類が 27.0%、合成樹脂類が 15.6% となっています。

表 2-9 燃やせるごみの組成割合の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
紙・布類	25.9%	26.6%	21.6%	25.6%	27.0%
合成樹脂類	14.5%	18.0%	18.5%	19.1%	15.6%
木・竹・ワラ類	4.4%	9.3%	8.0%	5.3%	4.7%
生ごみ	50.0%	43.5%	50.7%	49.3%	50.0%
不燃物類	1.7%	1.6%	0.7%	0.2%	1.0%
その他	3.5%	1.0%	0.5%	0.5%	1.7%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注) 表中の割合は、湿潤状態の推計値

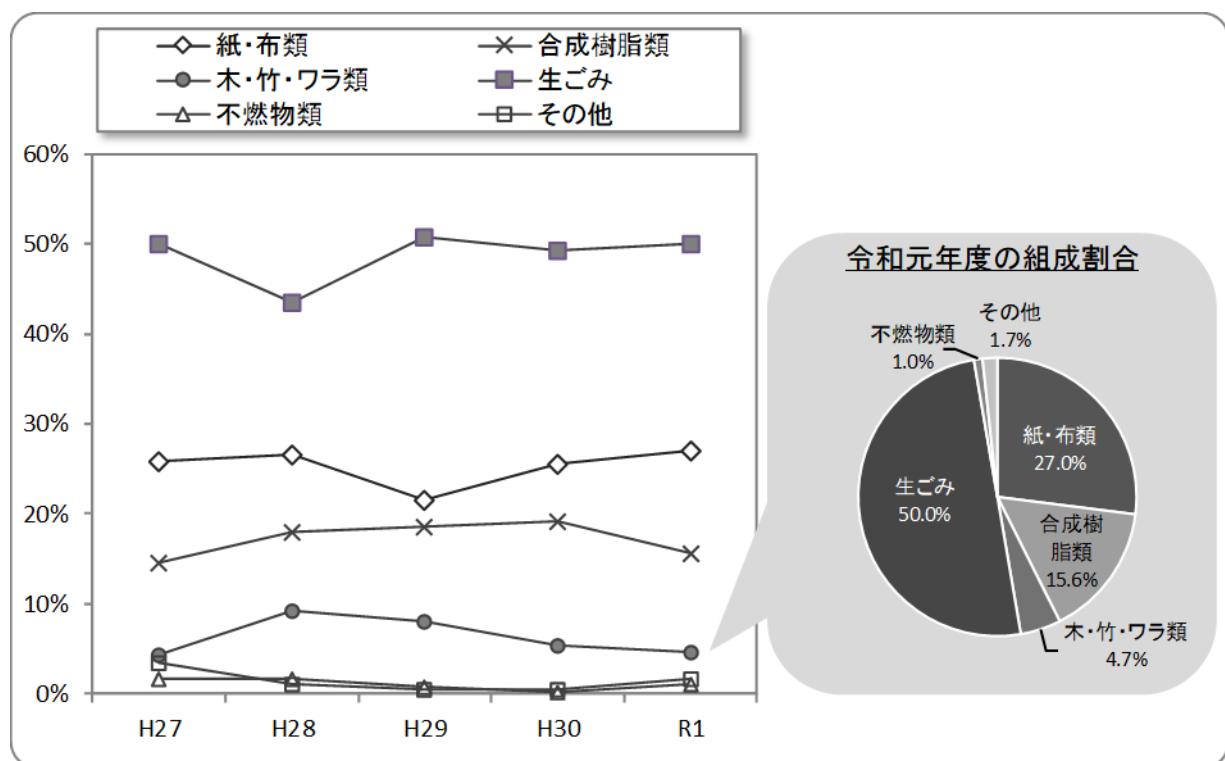


図 2-11 燃やせるごみの組成割合の推移

出典：一般廃棄物処理実績（宮古地区広域行政組合）

4 排出抑制・資源化等施策

(1) 生活系ごみの排出抑制・資源化

① 生ごみの資源化

本市では、生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する世帯に対し、購入費の補助を実施しています。

また、生ごみの減量のため「ひと絞り運動」を実施し、生ごみの水切りの徹底に努めています。

② 集団回収の促進

本市では、町内会や子供会などの団体や登録業者に対して奨励金を交付し、資源回収を促進しています。

また、集団回収を円滑に実施するため、回収業者との連絡調整等を行っています。

(2) 事業系ごみの排出抑制・資源化

① 排出者責任の徹底

本市では、事業者に対し、排出者責任の原則から、事業系ごみの減量化・資源化への理解と協力を求め、指導を実施しています。

② 多量排出事業者（1日あたり100kg以上の排出事業者）への対策

本市では、多量排出事業者に対し、条例に基づき、廃棄物管理責任者の設置や減量化資源化計画の提出を求め、事業系ごみの減量化に取り組んでいます。

(3) 普及啓発・環境学習

① ごみへの意識啓発の促進

本市では、ごみの減量化・資源化に関する情報等を掲載した広報誌やリーフレットの配布、説明会の開催等を実施し、ごみへの意識の向上を促進しています。

② 環境学習の推進

本市では、学校や地域ぐるみの生涯学習を実施しています。

また、組合と連携し、環境学習の一環として、宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応しています。

(4) その他

① 環境美化の推進

本市では、きれいで清潔な生活環境づくりのため、住民と協働した地区清掃や道路・河川等の環境美化を推進しています。

② 不法投棄の対策

本市では、パトロールを強化するなど、不法投棄対策を実施しています。

③ 廃棄物減量等推進審議会等の設置

本市では、ごみの減量化・資源化等に関する総合的な取り組みを検討するため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、将来的な取り組みの検討を行っています。

また、きれいなまち推進員を設置し、ごみの減量化・資源化の指導や不法投棄のパトロールを実施しています。

5 収集・運搬

(1) 生活系ごみの分別区分

本市における生活系ごみの分別区分を表 2-10 に示します。

令和 2 年 4 月現在の生活系ごみの分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、粗大ごみの 4 種類 13 分別です。

表 2-10 生活系ごみの分別区分（令和 3 年 4 月現在）

分 别 区 分		具 体 例	指定袋
燃やせるごみ		生ごみ類・布類・革製品類・木類・靴・プラスチック類等	○
燃やせないごみ		ガラス類・金属類・陶器類等	(共通)
資源物	ペットボトル	ペットボトルマークの付いているボトル	
	缶類	スチール缶・アルミ缶	
	びん類	無色・茶色・その他の色・リターナブルびん	
	紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック	
	紙製容器包装	紙袋・紙箱類・紙カップ・紙トレイ類・台紙類	○
	プラ製容器包装	ボトル類・袋類・ふた類・トレイ・カップ類・パック類・ネット類・緩衝材類	○
	白色トレイ	両面白色で四角の白色トレイ	
	有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計	
	小型家電	携帯電話類・パソコン類・デジタルカメラ類、映像機器等	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	家具類・布団類等	
	不燃性粗大ごみ	スチール棚・自転車・スキー板等	

出典：ごみ受入分別辞典

(2) 収集運搬体制

本市でのごみの収集運搬は委託で行っていますが、粗大ごみの一部は直営で収集運搬を実施しています。

6 中間処理及び最終処分

(1) 施設概要

組合の各施設の位置を図 2-12 に、概要を表 2-11 に示します。

組合では、宮古清掃センター（可燃性粗大ごみ切断機を設置）、汚泥混焼施設、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター、資源物保管庫、再生品ストックヤード及び自走式粗大ごみ破碎機において中間処理等を行い、一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

中間処理及び最終処分は、組合一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

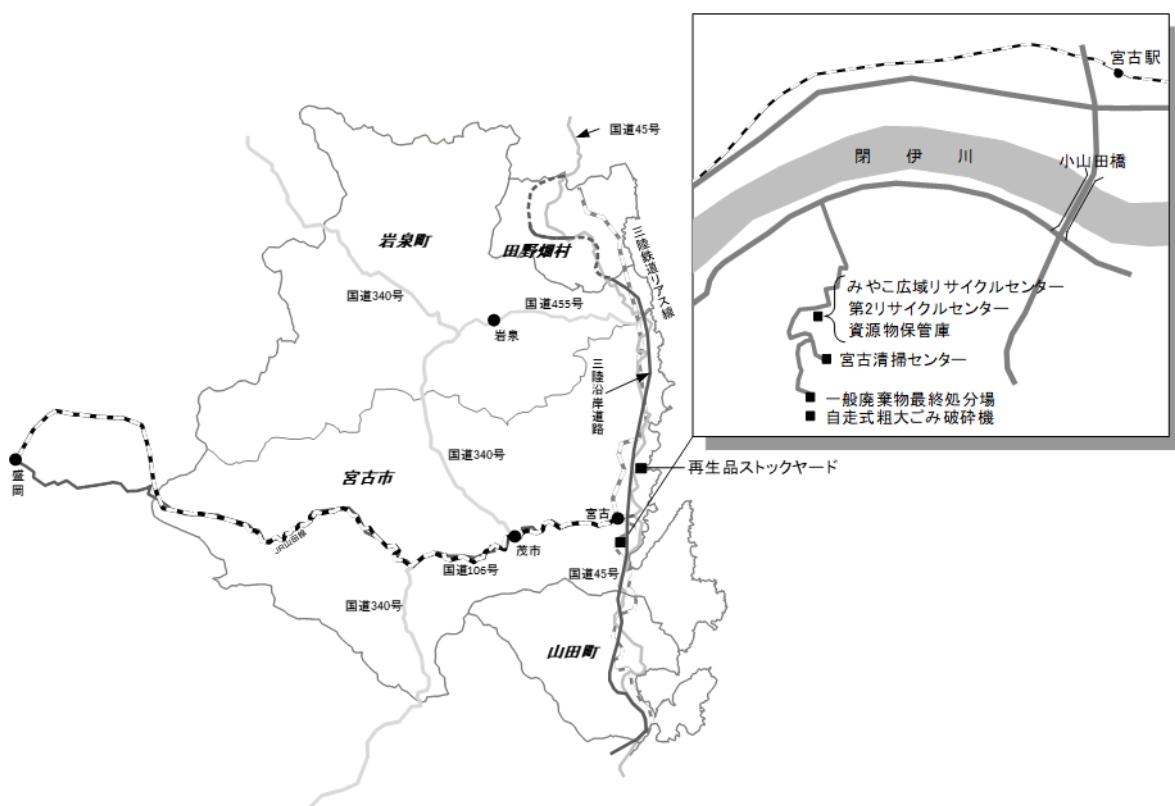


図 2-12 中間処理施設及び一般廃棄物最終処分場の位置図

表 2-11 施設概要

■焼却施設

名 称	宮古清掃センター
施設規模	186 t / 日 (93 t / 日 × 2 炉)
処理方式	流動床式焼却炉
竣工	平成6年7月 (平成29年3月 基幹的設備改良工事竣工)
敷地面積	9, 437.5 m ²
延床面積	3, 419.6 m ²
備 考	可燃性粗大ごみ切断機設置

■汚泥混焼施設

名 称	汚泥混焼施設
施設規模	21.5 m ³ × 2 基
処理方式	圧送
竣工	平成11年3月
延床面積	139.5 m ²
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターと同一敷地隣接施設 ・宮古市建設施設（組合で管理運営し構成市町村が共同利用）

■リサイクルセンター①

名 称	みやこ広域リサイクルセンター
施設規模	8 t / 5 h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	びん、缶、ペットボトル、有害ごみ、小型家電
竣工	平成14年3月
敷地面積	3, 186.36 m ²
延床面積	1, 029.96 m ²

■リサイクルセンター②

名 称	第2リサイクルセンター
施設規模	9 t / 5 h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイ
竣工	平成21年3月
敷地面積	1,977.87 m ²
延床面積	840.00 m ²

■リサイクルセンター③

名 称	資源物保管庫
処理方式	保管
対 象	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、リターナブルびん
竣工	平成14年3月
敷地面積	862.19 m ²
延床面積	443.42 m ²
備 考	宮古市建設施設（組合で管理運営し構成市町村が共同利用）

■リサイクルセンター④

名 称	再生品ストックヤード
処理方式	保管
対 象	ソファー、テーブル（木製）、学習机（木製）等
竣工	平成24年3月
敷地面積	2,781.10 m ²
延床面積	246.12 m ²
備 考	

■粗大ごみ処理施設

名 称	自走式粗大ごみ破碎機
処理能力	198t／日 (8 h)
処理対象	可燃性粗大ごみ
稼働年月	平成12年4月 (令和2年1月更新)
備 考	更新前処理能力：119.6t／日 (8 h)

■最終処分場

名 称	一般廃棄物最終処分場
施設規模	550,600m ³
処理方式	セル&サンドイッチ方式
竣 工	昭和60年3月 (平成24年11月埋立容量変更、+50,000m ³)
敷地面積	121,700m ²
備 考	浸出液処理施設 125m ³ /日 (平成13年度一部改造)

(2) 中間処理量

① 宮古清掃センター

宮古清掃センターでの焼却処理量及び焼却残渣率の推移を図2-13に示します。

宮古清掃センターでは、燃やせるごみ及び切断・破碎処理した可燃性粗大ごみ等を焼却処理しています。

焼却処理量は、平成28年度から令和元年度にかけて、平成28年台風第10号や令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物の受入処理の影響により、通常の焼却処理量より約550tから約6,600tの増量となっています。

また、焼却残渣率は、災害廃棄物に付着した泥の影響等により焼却処理後に燃え残る焼却残渣量が増加したため、平成28年度以降、災害廃棄物の受入処理に応じて8.8%から10.1%と通常よりやや高い割合で推移しています。

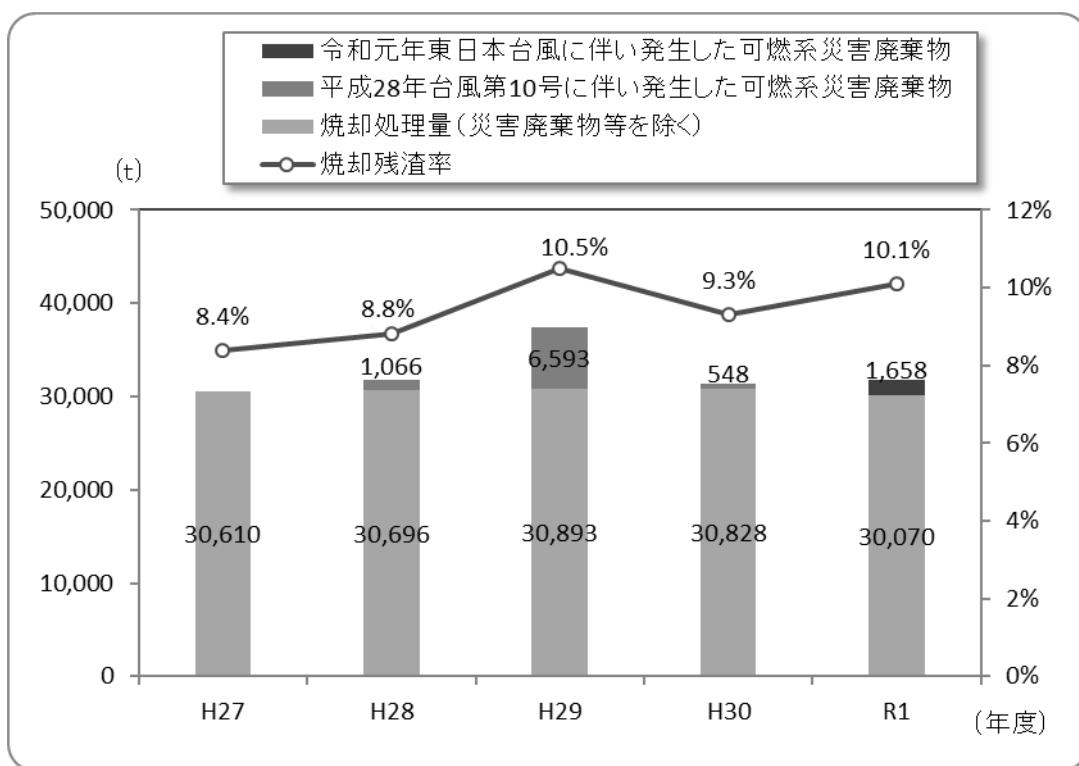


図2-13 焼却処理量及び焼却残渣率の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

可燃性粗大ごみの破碎処理量の推移を図2-14に示します。

災害廃棄物等を除く破碎処理量は増加傾向であり、令和元年度の処理量は平成27年度に比べ約300tの增量となっています。

平成28年度及び平成29年度は、平成28年台風第10号に伴い発生した可燃系災害廃棄物を合計833t処理しており、令和元年度は令和元年東日本台風に伴い発生した可燃系災害廃棄物を1,277t処理しています。

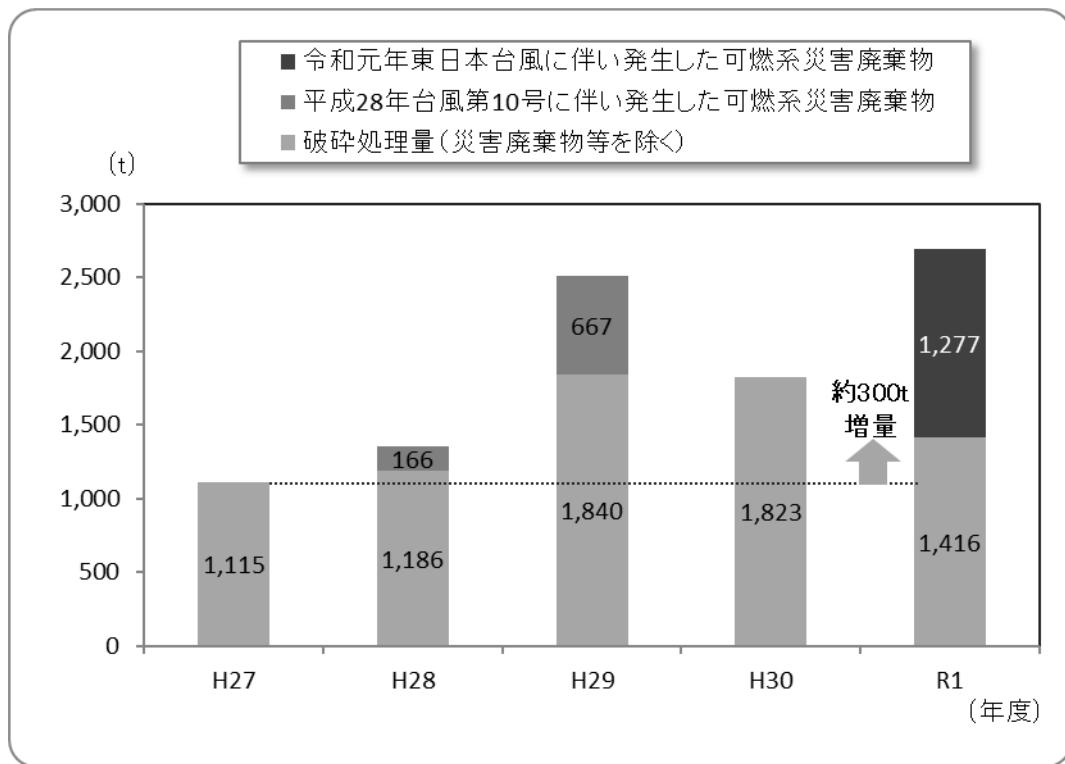


図2-14 可燃性粗大ごみの破碎処理量の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

② 汚泥混焼施設

汚泥混焼施設への汚泥の搬入量の推移を表 2-12 及び図 2-15 に示します。

汚泥混焼施設では、下水道処理施設、集落排水処理施設及び屎処理施設からの脱水汚泥を受入れ、宮古清掃センターに圧送し焼却処理しています。

組合での汚泥処理量は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて増加傾向を示しましたが、平成 28 年度から令和元年度にかけては 330t の減量となっています。

焼却処理量に対する汚泥量の割合は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて増加傾向を示しましたが、平成 28 年度から令和元年度にかけては台風災害に伴う災害廃棄物の発生により、年度毎に焼却処理量合計が増減し、令和元年度は 16.9% となっています。

表 2-12 焼却対象汚泥量及び焼却処理量に対する汚泥量の割合の推移

単位 : t

	H27	H28	H29	H30	R1
し尿汚泥	1,586	1,646	1,482	1,422	1,387
下水汚泥	3,501	3,810	3,941	3,962	3,764
集落排水汚泥	170	229	210	203	204
合計	5,258	5,685	5,633	5,587	5,355
焼却処理量合計	30,610	31,762	37,486	31,376	31,728
焼却処理量に対する汚泥量の割合	17.2%	17.9%	15.0%	17.8%	16.9%

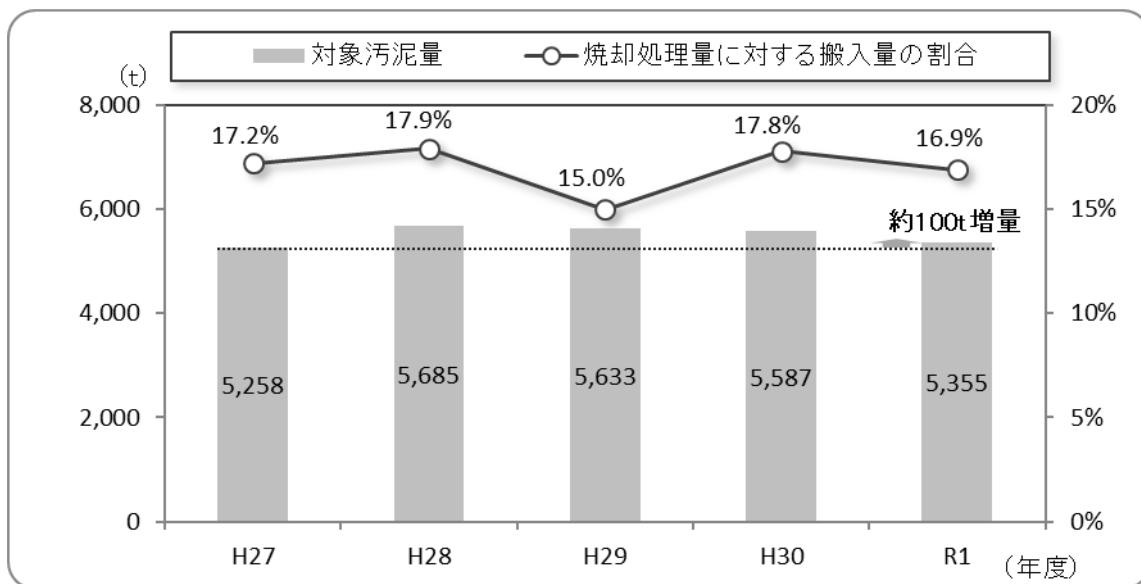


図 2-15 焼却対象汚泥量及び焼却処理量に対する汚泥量の割合の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

③ リサイクルセンター

リサイクルセンターへの資源物の搬入量の推移を表 2-13 及び図 2-16 に、令和元年度の搬入品目の内訳を図 2-17 に示します。

リサイクルセンターでは、資源物のうち、紙類、缶類、びん類、プラスチック類、有害ごみ及び小型家電の選別・圧縮・梱包を行っています。

搬入量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 540t 減量し、2,716t となっています。

表 2-13 リサイクルセンター搬入量の推移

単位 : t

	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	1,556	1,447	1,402	1,334	1,265
缶類	165	160	156	150	147
びん類	960	902	852	807	761
プラスチック類	537	515	515	521	506
有害ごみ	34	32	32	33	31
小型家電	8	6	5	6	5
合計	3,260	3,063	2,963	2,851	2,716

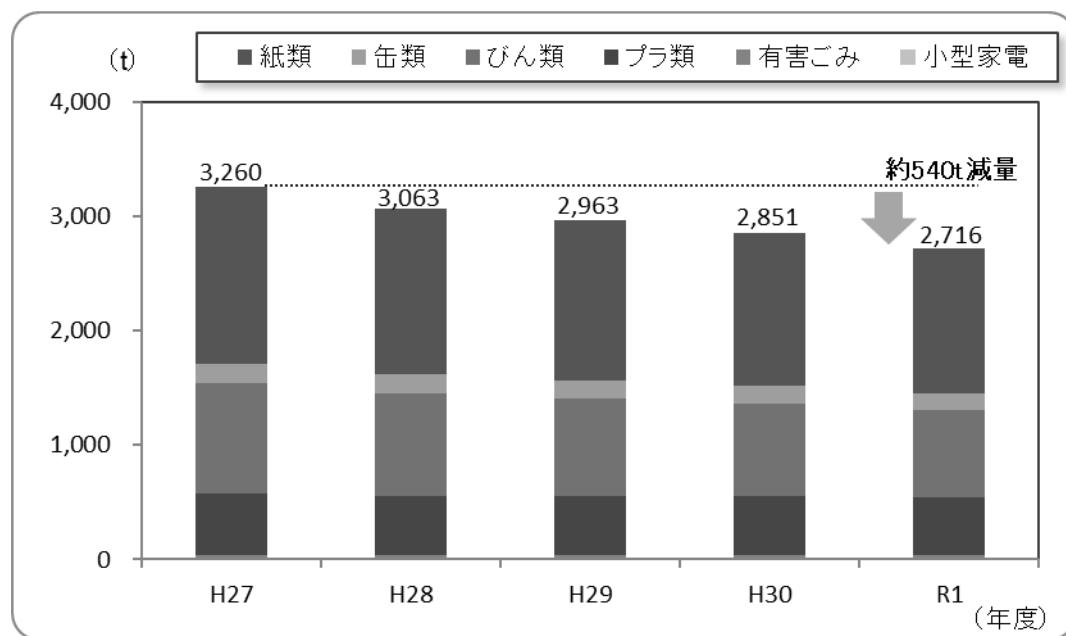


図 2-16 リサイクルセンター搬入量の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

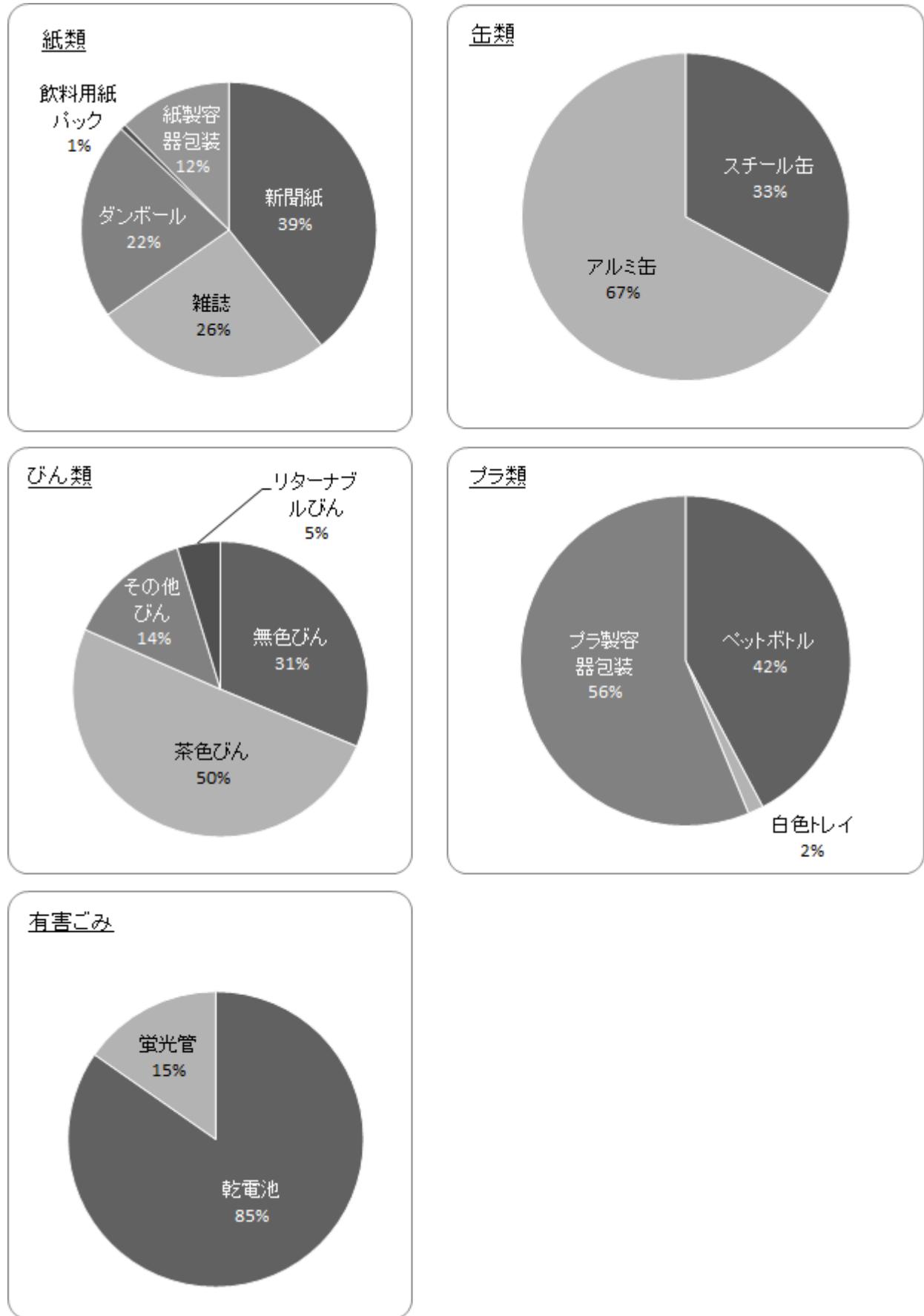


図 2-17 搬入品目の内訳（令和元年度）

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

(3) 最終処分量

組合の一般廃棄物最終処分場での処分量の推移を表 2-14 及び図 2-18 に示します。

一般廃棄物最終処分場では、主に宮古清掃センターからの焼却灰と収集した燃やせないごみ、不燃性粗大ごみを埋立処分しています。なお、燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみは、同施設内において手選別により小型家電及び不燃有価物を回収して資源化を図っています。

また、平成 28 年台風第 10 号及び令和元年東日本台風により発生した不燃系災害廃棄物の受け入れを、平成 28 年度から令和元年度にかけて約 1,000t 行っています。

災害廃棄物等を除いた最終処分量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 570t 増量し、4,458t となっています。

表 2-14 最終処分量の推移

単位 : t

埋立項目		H27	H28	H29	H30	R1
燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみ	a	1,585	1,506	1,723	1,900	1,681
焼却残渣	b	2,564	2,808	3,950	2,905	3,190
(内、可燃系災害廃棄物焼却残渣)	c		94	695	51	104
その他	d	50	13	60	63	18
不燃有価物	e	299	327	306	312	322
小型家電（ピックアップ回収）	f	9	8	7	8	7
平成28年台風第10号に伴い発生した不燃系災害廃棄物	g	0	107	681	21	0
令和元年東日本台風に伴い発生した不燃系災害廃棄物	h	0	0	0	0	289
埋立処分量	i=(a+b+d)-(c+e+f)	3,893	3,897	4,726	4,497	4,458
埋立処分量（災害廃棄物含み）	j=c+g+h+i	3,893	4,098	6,102	4,569	4,851

注)表中の「その他」とは、宮古清掃センターからの焼却灰以外の残渣や施設残渣等

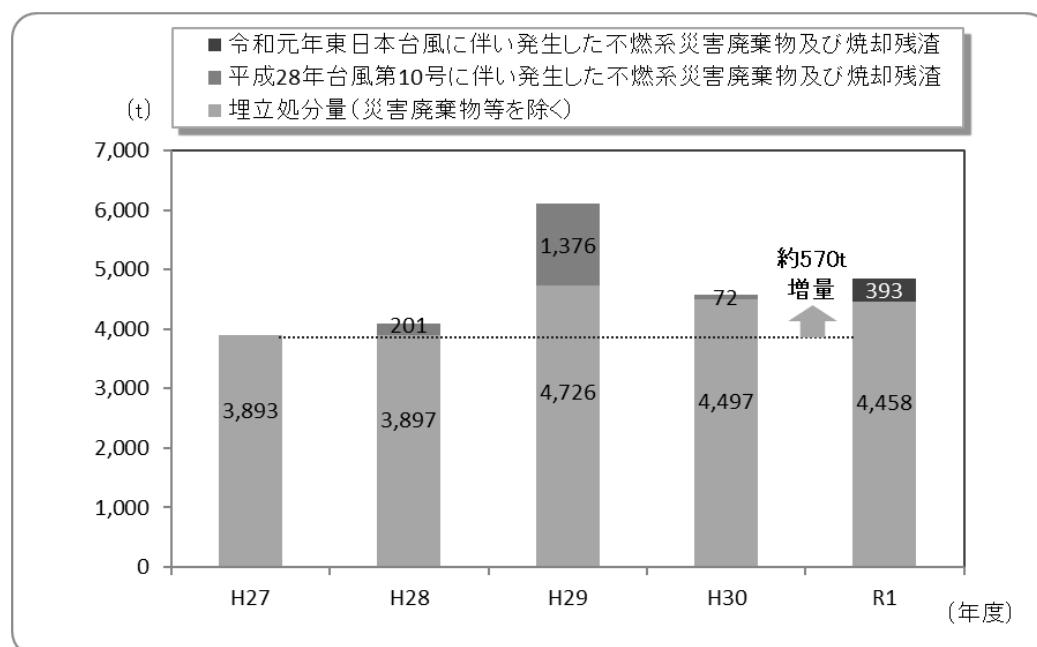


図 2-18 最終処分量の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

7 ゴミ処理経費の推移

(1) ゴミ処理経費の推移

本地域のごみ処理経費の推移を表 2-15 及び図 2-19 に示します。

本地域のごみ処理経費の合計は、平成 27 年度から平成 30 年度まで 10 億円前後で推移していたものの、令和元年度では約 11 億 5 百万円となり、平成 30 年度から約 1 億 3 千 4 百万円増加しています。

住民一人あたりのごみ処理経費についても、平成 27 年度から平成 30 年度まで 12,000 円前後で推移していたものの、令和元年度では 13,833 円となり、平成 30 年度から 1,967 円増加しています。

表 2-15 ゴミ処理経費と一人あたりのごみ処理経費の推移

		H27	H28	H29	H30	R1
ごみ処理経費 (千円)	収集運搬	521,682	518,120	520,451	472,823	556,767
	中間処理（焼却）	305,413	281,409	285,125	297,598	338,882
	中間処理（資源化）	76,634	87,039	80,193	85,842	84,170
	最終処分	98,576	102,440	127,196	114,357	125,219
	合計	1,002,305	989,008	1,012,965	970,620	1,105,038
一人あたりの ごみ処理経費 (円/人)	収集運搬	6,042	6,091	6,230	5,780	6,969
	中間処理（焼却）	3,537	3,308	3,413	3,638	4,242
	中間処理（資源化）	887	1,023	960	1,049	1,054
	最終処分	1,142	1,204	1,522	1,398	1,567
	合計	11,608	11,627	12,125	11,866	13,833

注) 建設改良費（工事費+調査費）を除く

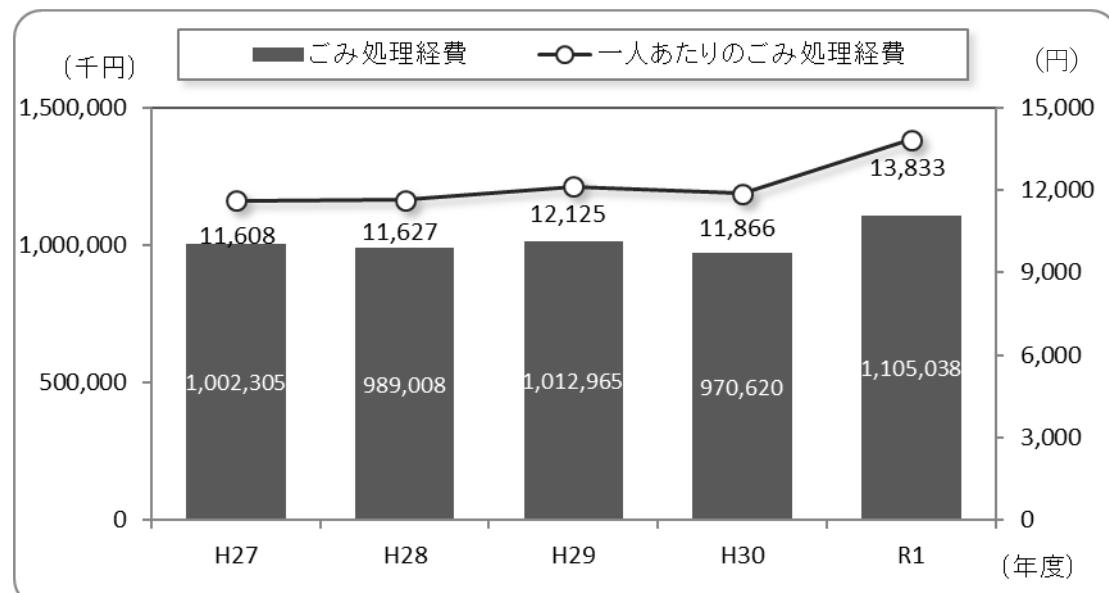


図 2-19 ゴミ処理経費と一人あたりのごみ処理経費の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

(2) 処理・処分あたりのごみ処理経費

本地域での、焼却施設、リサイクル施設及び最終処分場それぞれの1tあたりのごみ処理経費を表2-16及び図2-20に示します。

令和元年度の1tあたりのごみ処理経費は、焼却施設で11,270円、リサイクル施設で30,911円、最終処分場で28,090円となっています。

表2-16 ゴミ処理・処分量あたりのごみ処理経費の推移

		H27	H28	H29	H30	R1
焼却施設	ごみ処理経費 (千円)	305,413	281,409	285,125	297,598	338,882
	処理量 (t/年度)	30,610.324	30,696.417	30,893.177	30,827.541	30,070.110
	処理量あたり (円/t)	9,977	9,167	9,229	9,654	11,270
リサイクル施設	ごみ処理経費 (千円)	76,634	87,039	80,193	85,842	84,170
	処理量 (t/年度)	3,269.676	3,070.708	2,970.113	2,859.215	2,722.937
	処理量あたり (円/t)	23,438	28,345	27,000	30,023	30,911
最終処分場	ごみ処分経費 (千円)	98,576	102,440	127,196	114,357	125,219
	処分量 (t/年度)	3,892.574	3,896.905	4,726.111	4,497.426	4,457.735
	処分量あたり (円/t)	25,324	26,288	26,913	25,427	28,090

注) 1. 各施設について災害廃棄物処理分の経費を除く
注) 2. 各施設について災害廃棄物処理量を除く

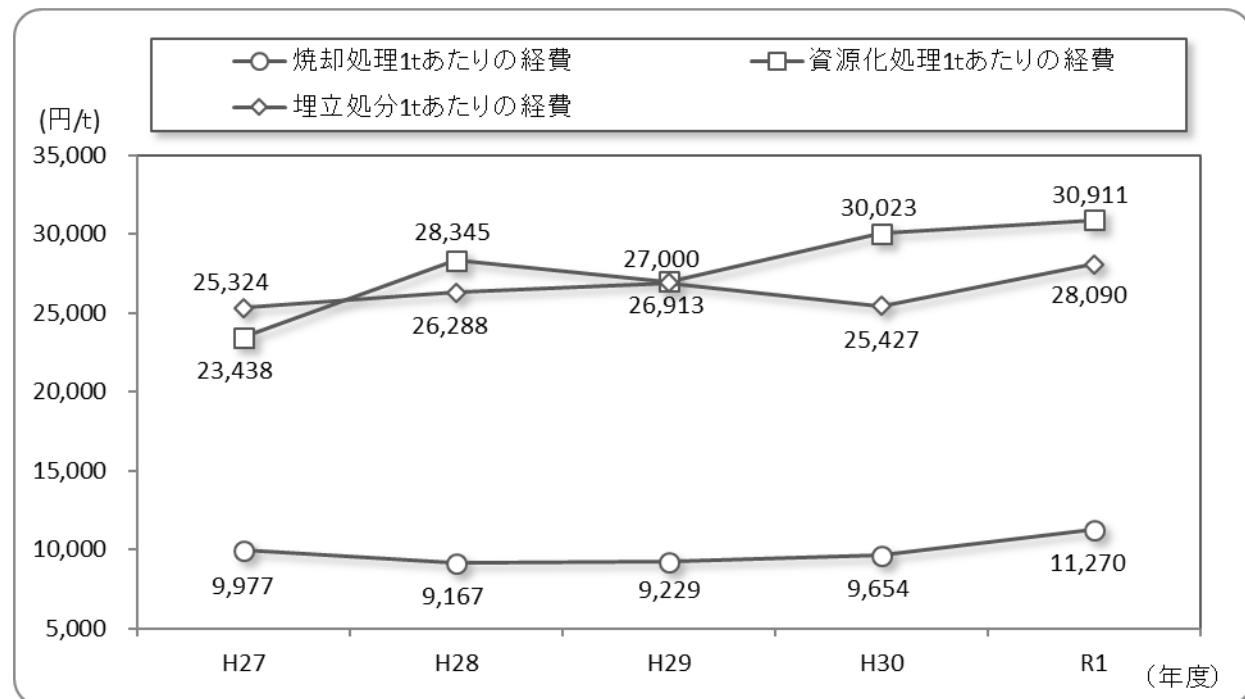


図2-20 ゴミ処理・処分量あたりのごみ処理経費の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

(3) 施設への持ち込み手数料

組合では、表 2-17 に示す受入日時で受入を行っています。

表 2-17 ごみの受入日時

項目	内 容
受入日	月曜から土曜（祝祭日も受入します） ※1月1日～1月3日は受入はしていません
受入時間	午前：8時30分～12時00分 午後：1時00分～4時30分

注) 令和3年4月1日現在

また組合では、表 2-18 に示す内容で一定量を超えた場合に処分手数料を品目ごとに徴収しています。

処理処分手数料は、家庭からのごみと事業所からの一般廃棄物で手数料が異なっています。家庭からのごみのうち、燃やせるごみ及び燃やせないごみは、50kg までは無料、50kg を超える場合は、10kgあたり50円の手数料を徴収しています。

また、資源物は無料、小動物の死体は20kg までは、1体につき1,000円、20kg を超える場合は、1体につき1,500円の手数料を徴収しています。

一方、事業所からの一般廃棄物のうち、燃やせるごみ及び燃やせないごみは、10kgあたり50円の手数料を徴収しています。

また、資源物は、缶、びん、ペットボトルのみ受入を行っており、10kgあたり30円の手数料を徴収しています。

また、表 2-19 に示す「宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で規定する受入条件を満たす産業廃棄物（以下「特定産業廃棄物」という。）の処理を行っており、廃油及び燃え殻については、10kg までは100円、10kg を超える場合は、10kgあたり100円の手数料、廃プラスチックについては、指定袋1袋につき60円の手数料を徴収しています。

表 2-18 処理処分手数料

品 目	家庭からのごみ	事業所からの一般廃棄物	特定産業廃棄物
燃やせるごみ (粗大を含む)	50kgまで : 無料 50kgを超える : 50円/10kg	50円/10kg	—
燃やせないごみ (粗大を含む)			—
資 源 物	無料	30円/10kg ※従業員の個人消費に伴って排出された缶、びん、ペットボトルに限る	—
小動物の死体	1体につき 20kgまで : 1,000円 20kgを超える : 1,500円	—	—
フロンガスを回収するもの	1個につき 500円	—	—
特定産業廃棄物	—	—	廃プラスチック : 60円/指定袋 上記以外 : 100円/10kg

注) 令和3年4月1日現在

表 2-19 組合が処理する特定産業廃棄物及び受入条件

区 分	条 件
下水道汚泥等	公共下水道施設から生じる有機性汚泥及びスクリーンかす。
廃油	公共下水道及び浄化槽の排水設備として設置する阻集器（グリーストラップを含む。）で回収された油分に限る。
廃プラスチック	前年度の総売上高が3,000万円以下で、かつ排出量の平均が1日2kg以下である事業者の事業活動に伴って生じる発泡スチロール製の箱状容器に限る。
燃え殻	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定による一般公衆浴場から生じる焼却残灰に限る。

8 前回計画における目標の達成状況

(1) 目標の達成状況

前回計画の目標の達成状況を表 2-20 に示します。

本市では、一人1日あたりのごみ排出量、一人1日あたりの生活系ごみ量、リサイクル率の3つの目標を定めています。

目標の達成状況について、一人1日あたりのごみ排出量は、令和2年度の目標値986gに対し実績1,064gで、78gの超過となっています。また、一人1日あたりの生活系ごみ量は、目標値702gに対し実績731gで、29gの超過となっています。リサイクル率は、目標の16.5%に対し実績12.5%で、目標には4.0ポイント届いていません。

表 2-20 目標の達成状況

指 標		令和2年度 (中間目標)	令和元年度 (実績値)	増減率・量 (中間目標比)	達成 状況
①	一人1日 あたりの ごみ排出量	986 g	1,064 g	78 g (+7.3 %)	×
②	一人1日 あたりの 生活系ごみ量	702 g	731 g	29 g (+4.0 %)	×
③	リサイクル率	16.5 %	12.5 %	△4.0 %	×

注) 表中の「○」は達成、「×」は、未達

第2節 ごみ処理の課題

1 排出抑制・資源化の課題

(1) 生活系ごみに対する課題

- ・生ごみ処理機等の市民への啓発
- ・資源物の分別の徹底と分別収集品目拡大
- ・収集ごみの有料化
- ・資源回収業者との連携
- ・集団回収団体の育成
- ・リユースの拡充

(2) 事業系ごみに対する課題

- ・事業者の排出ごみ処理責任の徹底
- ・生ごみの減量化・資源化
- ・多量排出事業者の管理指導
- ・公共施設の減量化・資源化

(3) 普及・啓発に対する課題

- ・廃棄物減量等推進審議会等の推進体制の強化
- ・きれいなまちづくりのための住民の参画
- ・4R行動の実現
- ・廃棄物に関する普及啓発・環境学習の実践

2 収集・運搬に関する課題

- ・将来排出予測量等を考慮した効率的な収集運搬体制整備
- ・高齢者や障がい者のごみ出し支援
- ・一般廃棄物収集運搬従事者への講習会の実施
- ・環境にやさしい低公害車の導入

3 中間処理の課題

中間処理は、組合において実施していることから、中間処理の課題は、組合の一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

(1) 宮古清掃センター

- ・燃やせるごみの量・質の変動に対応した効率的な運転管理
- ・廃棄物の適正処理の継続
- ・老朽化が進行する機器・設備等の計画的な整備

(2) 汚泥混焼施設

- ・脱水汚泥等の適正処理
- ・老朽化が進行する機器・設備等の計画的な整備

(3) リサイクル施設

- ・搬入量に対応した効率的な運転管理及び出荷される資源物の品質管理
- ・老朽化が進行する機器・設備等の計画的な整備

4 最終処分の課題

最終処分は、組合において実施していることから、最終処分の課題は、組合の一般廃棄物理基本計画から抜粋しています。

- ・最終処分場の埋立完了に向けた雨水・排水対策等の計画的な実施
- ・最終処分場の廃止に向けた浸出液処理施設の計画的な維持補修の検討
- ・最終処分場の跡地利用に向けた計画の策定
- ・最終処分場の更新に向けた整備計画の策定

5 自然災害発生時の対応における課題

- ・県や構成市町村の協働による地域防災体制の構築

6 その他の課題

- ・不法投棄防止に向けた連携体制の強化
- ・本市と組合との共同事務に関する継続協議

第3節 人口及びごみ量の将来予測

1 人口の将来予測

本市の人口の将来予測を図 2-21 に示します。

令和 2 年度現在の本市の人口は 50,755 人となっていますが、令和 3 年度以降減少し、本計画最終年度の令和 7 年度では、46,825 人と予測されます。

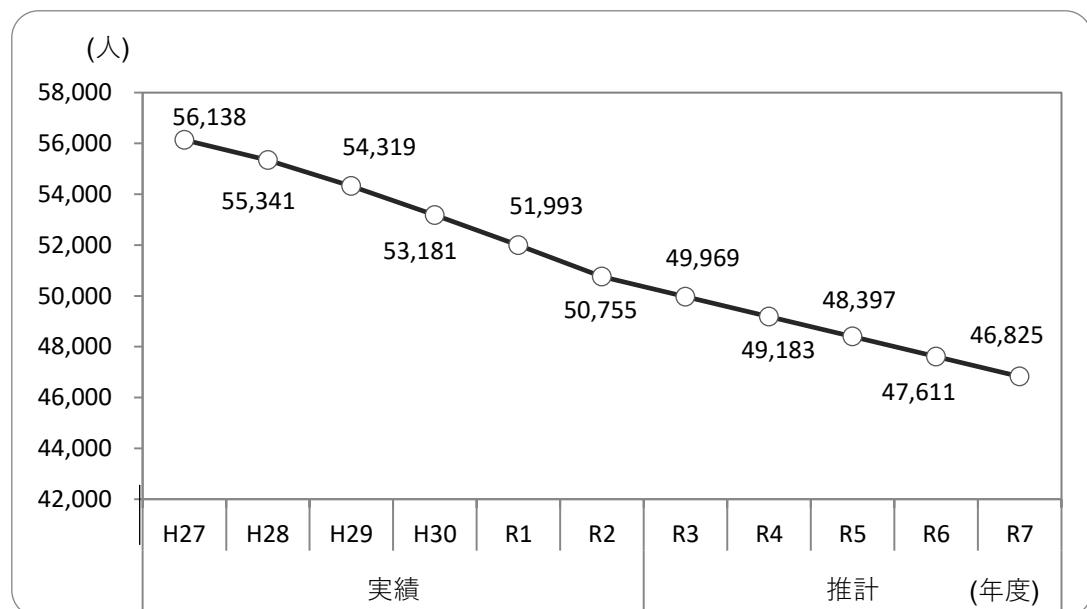


図 2-21 人口の将来予測

出典：住民基本台帳（10/1 現在。外国人を含む。）

注) 推計は、平成 27 年度から令和 2 年度までの減少率を基に算出した数値。

2 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

現状施策のまま推移した場合のごみの総排出量の将来予測を表 2-21 及び図 2-22 に示します。

計画最終年度である令和 7 年度では、生活系ごみと事業系ごみを合わせたごみ排出量は 19,290 t、集団回収を加えたごみ総排出量は 19,666 t と予測されます。

表 2-21 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

単位:t

		生活系ごみ	事業系ごみ	ごみ排出量	集団回収	ごみ総排出量
実績	H27	14,809	6,362	21,171	503	21,675
	H28	14,424	6,306	20,731	474	21,204
	H29	14,312	7,064	21,376	498	21,874
	H30	14,079	7,239	21,318	458	21,776
	R1	13,912	6,344	20,256	395	20,651
	R2	13,662	5,528	19,190	302	19,492
	R3	13,241	6,882	20,123	401	20,524
推計	R4	13,033	6,882	19,915	395	20,310
	R5	12,860	6,882	19,742	390	20,132
	R6	12,616	6,882	19,498	382	19,880
	R7	12,408	6,882	19,290	376	19,666

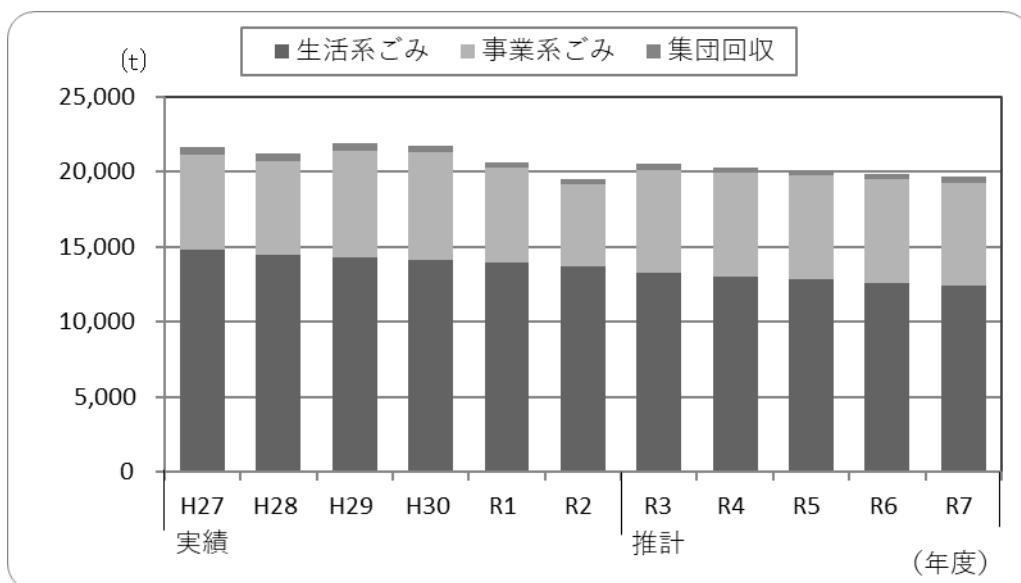


図 2-22 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

1 基本理念及び基本方針

本市では、一般廃棄物処理基本計画を基本とし、組合及び構成町村、住民、事業者等と連携しながら4Rを推進し、ごみの減量や資源化に努め、資源循環型社会を形成することを目指します。

そのため、以下の4つの基本方針を掲げ、各施策を実施します。

基本理念 資源循環型社会の形成

方針1 4Rの推進によるごみの減量・資源化の促進

4Rの推進による普及啓発などを通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となってごみの分別徹底などを推進し、ごみの減量化や資源化を図ります。

方針2 ごみの適正処理の推進

4Rを推進したうえで最終的に排出されるごみの処理処分は、ごみの量・質などの変化に応じ、収集運搬、中間処理及び最終処分を効率的で効果的に行います。また、安全かつ安定した適正な処理処分を行うとともに、環境負荷の低減も図ります。

方針3 計画的な施設整備の推進

組合と連携し、最終処分場の埋立完了見込みに伴う新設の最終処分場の計画・整備を行います。また、汚泥混焼施設やみやこ広域リサイクルセンター等の施設の老朽化が進んでいることから、持続可能な適正処理の確保に向け、計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ります。

方針4 災害時における組合及び構成町村等との連携強化

災害時における処理処分は、組合及び構成町村等と連携を強化し、処理体制の構築を図ります。

(注) 4Rとは、リフューズ(Refuse)：発生回避、リデュース(Reduce)：発生抑制
リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用。

2 数値目標

(1) 数値目標

本市では、基本理念である「資源循環型社会の形成」を目指すため、以下の3つの目標を表2-22及び図2-24から2-26に示します。

表2-22 数値目標

指 標		現状 (R1)	数値目標 (R7)	備考
①	一人1日あたりのごみ排出量	1,064 g	986 g	震災前の平成22年度処理実績を目標値として設定
②	一人1日あたりの生活系ごみ量	731 g	702 g	
③	リサイクル率	12.5 %	16.5 %	

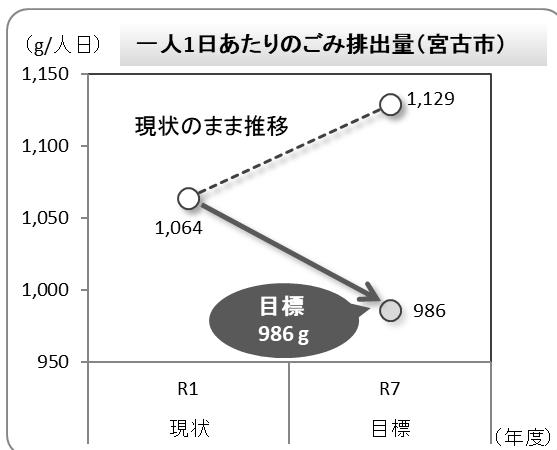


図2-24 指標①

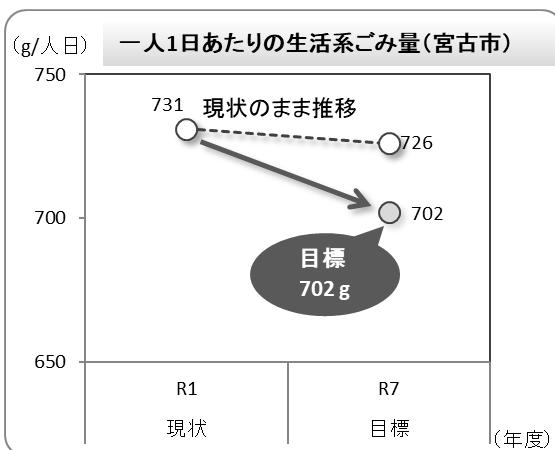


図2-25 指標②

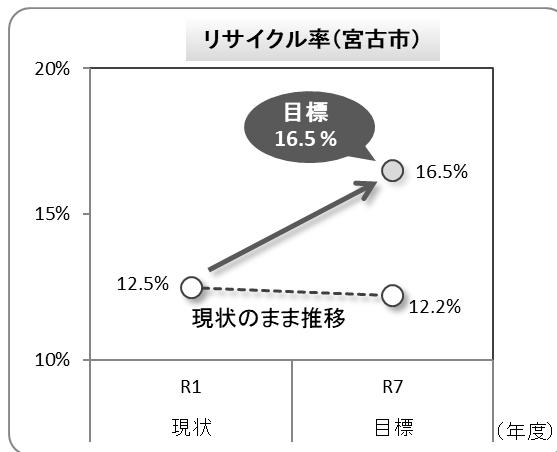


図2-26 指標③

(2) ごみ総排出量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

前項の目標達成に向けた施策を実施した場合のごみ総排出量の推移を表 2-23 及び図 2-27 に示します。

表 2-23 ごみ総排出量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位:t

		生活系ごみ	事業系ごみ	ごみ排出量	集団回収	ごみ総排出量
実績	H27	14,809	6,362	21,171	503	21,674
	H28	14,424	6,306	20,730	474	21,204
	H29	14,312	7,064	21,376	498	21,874
	H30	14,079	7,239	21,318	458	21,776
	R1	13,912	6,344	20,256	395	20,651
	R2	13,662	5,528	19,190	302	19,492
推計	R3	13,150	5,782	18,932	401	19,333
	R4	12,871	5,530	18,401	395	18,796
	R5	12,612	5,314	17,926	390	18,316
	R6	12,286	5,075	17,361	382	17,743
	R7	11,998	4,854	16,852	376	17,228

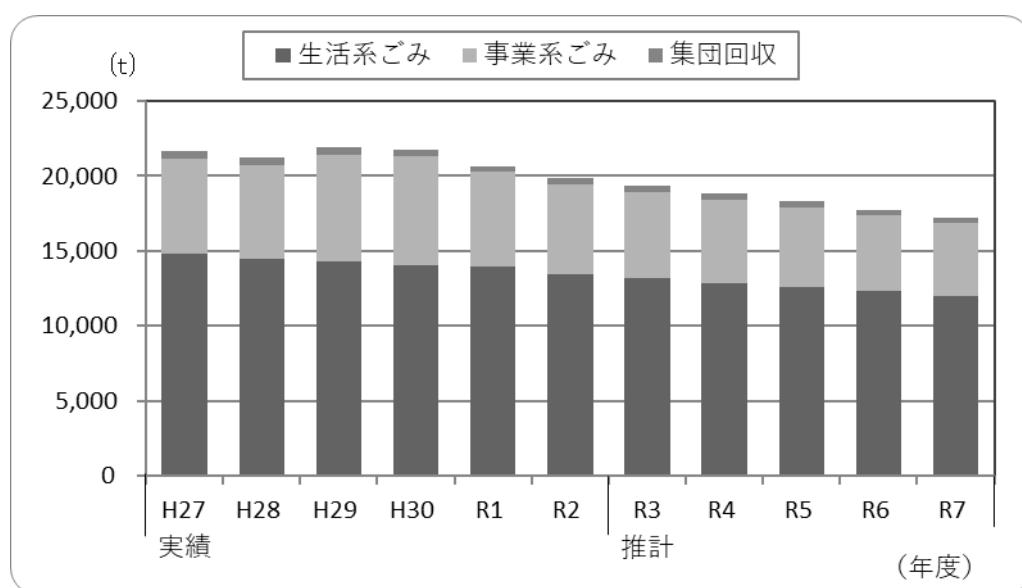


図 2-27 ごみ総排出量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

第5節 目標達成に向けた施策の推進

1 ごみ減量・資源化計画

本市では、組合及び構成町村と連携を図り、住民や事業者と協働して4Rの推進に取り組み、生活系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化の促進を図ります。

(1) 生活系ごみの減量化・資源化

① 生ごみの食品ロス削減・減量化・資源化

生ごみは、本地域における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約8割が水分と言われています。

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、料理過程で出てくる調理くずを減らす等食品ロス削減に努め、さらに、平成21年度より実施している「ひと絞り運動」の継続実施し、発生した生ごみの水切りの徹底を図ります。

また、生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する世帯に対する購入費の補助を継続します。

② 分別の徹底

燃やせるごみの中には、資源化できるものがあるため、住民にさらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進します。

③ 集団回収の推進

本市で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図ります。また、集団回収への助成を継続実施します。

④ 生活系ごみの有料化の検討

組合では、平成9年10月1日（平成16年7月1日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対してごみ処理手数料を徴収していますが、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討することとしています。

なお、検討にあたっては、組合及び構成町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ行います。

⑤ 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行います。

⑥ 再資源化収集品目の拡大

平成27年4月より開始した小型家電の回収について、回収品目やボックスの設置場所等を周知徹底していきます。

また、組合及び構成町村と連携し、再資源化が可能で、ごみの減量に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討します。

⑦ リユースの継続・推進

再生品ストックヤードを活用し、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を継続して行います。また、地域内のリサイクルショップやフリーマーケット等の情報を住民へ提供することで、さらなるリユースを推進します。

(2) 事業系ごみの減量化・資源化

① 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知します。

② 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、本市において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進します。

③ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・小売業・飲食店等から排出される食べ残しや調理くずを減らす工夫をする等、生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を働きかけます。特に、食品関連事業者（製造、流通、外食等）については、食品リサイクル法に基づき事業者ごとに定める再生利用等実施率を達成するよう働きかけます。

また、小売店ではレジ袋有料化に加え、過剰包装の自粛など包装廃棄物の排出を抑制するよう協力を求めます。

事務所等では、書類等の紙類の排出が多い傾向にあることから、裏紙を使用するなど、紙類の使用を減らしたうえで資源化を促進するよう協力を求めます。

④ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組みます。

(3) 普及・啓発事業

① パートナーシップの形成

ごみ問題に関し、住民、事業者と連携、協働した取り組みを推進するため、廃棄物減量等推進審議会、減量等推進員体制を強化していきます。

また、定期的な「地区清掃」、「道路・河川・海辺などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔できれいな街づくりを推進します。

② 住民・事業者への意識啓発及び情報提供

住民及び事業者に対し、ごみ問題への関心や4Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施します。

③ 環境にやさしい買い物の普及促進

環境省・経済産業省・3R活動推進フォーラム・各都道府県が連携して毎年実施されている「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通して、商品購入時におけるマイバッグ持参運動、詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、リサイクル製品などの、環境にやさしい商品の購入等の4R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制を推進します。

④ 環境教育・環境学習の推進

本市においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、ごみ問題を身近な自分の問題として学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進します。

また、組合と連携し、環境学習の一環として、ポスターコンクールの開催や宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応します。

2 収集・運搬計画

(1) 排出場所の適正管理

家庭ごみの排出場所の設置、移動、廃止は、本市が地区の要望や設置場所の適否、収集効率等を考慮し、整備するものとします。排出場所は、利用者により清潔と美観を保持するよう協力を要請します。

(2) ごみの収集体制

住民及び事業者と密接な関わりを必要とする、ごみの分別排出、収集・運搬に関する事務事業は、本市が主体的に実施します。

(3) 収集サービスの向上

高齢者やハンディキャップのある方のごみ出しを支援する等、住民のニーズに対応した収集サービスの実施を検討します。

また、住民と直接接点のある収集職員との情報交換及び情報共有により、収集現場における住民のニーズの把握に努め、収集サービスの向上を目指します。

(4) 収集運搬従事者に対する指導等

組合と連携し、事業系ごみの収集運搬に従事する作業者に対し一般廃棄物収集運搬従事者講習会を開催するなど、収集運搬の適正な実施と作業時の安全・衛生の確保並びに交通事故防止等に関する教育、指導を行います。

(5) 低公害収集車両導入の促進

収集委託業者や事業者がごみの収集運搬に使用する車両に対して、環境にやさしい低公害車の導入を促進します。

(6) 収集不適ごみに対する適正排出の徹底

分別の不備や処理困難物等の収集できないごみに対し、「分別啓発シール」などを貼り、適正排出を徹底します。

3 中間処理計画

中間処理は、組合において実施していることから中間処理の計画は組合の一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

(1) ごみ焼却施設

宮古清掃センターは平成6年7月に竣工した施設であり、老朽化が進んでいたため、施設の延命化及び二酸化炭素排出量の削減を図った基幹的設備改良工事を実施し、平成29年3月に竣工しました。今後も温室効果ガスの低減等低炭素社会に配慮した施設整備を汚泥混焼施設とあわせ計画的に行います。

また、燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみは、リサイクルの推進等により減少していくと予測されるため、搬入量やごみ質の変化に応じた効率的な運転管理を行っていきます。

(2) リサイクルセンター

リサイクル品目の回収量は、人口減少や排出抑制により減少していくと予測されることから、処理量に応じた効率的で計画的な運転管理を行います。

また、みやこ広域リサイクルセンターは竣工後約19年を経過し、設備の老朽化が進むと予測されることから、施設整備を計画的に行います。

平成23年度に整備した再生品ストックヤードでは、引き続き粗大ごみから回収した再生可能な物の修理等を行い住民に提供するなどリユースを促進します。

(3) 粗大ごみ処理施設

一般廃棄物最終処分場で稼働している粗大ごみ処理施設（自走式破碎機）は、平成12年3月から稼働しており、老朽化が進んでいたため、令和2年1月に施設更新を行いました。更新後の施設で引き続き適正にごみ処理を行います。

4 最終処分計画

最終処分は、組合において実施していることから最終処分の計画は組合の一般廃棄物処理基本計画から抜粋しています。

(1) 最終処分場

最終処分場の施設整備事業スケジュールを図 2-28 に示します。

既存の一般廃棄物最終処分場（昭和 60 年 3 月竣工）は、令和 10 年度に埋立完了となる見込みであることから、最終処分場の更新に向けた計画の策定や既設の処分場の埋立完了に向けた雨水排水対策等を実施します。さらに、一般廃棄物最終処分場に付随する施設である浸出液処理施設（水処理施設）においては、埋立完了及び廃止時期を見込んだ整備を計画し、効率的で適正な維持管理を実施していきます。

項目	年度	計画後期					次期計画期間			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	…
循環型社会形成推進交付金申請		▲								
施設整備基本計画策定業務			▲							
測量・地質調査			▲							
生活環境影響調査			▲	▲						
基本設計				▲						
実施設計・事業者選定アドバイザリー業務					▲					
一般廃棄物処理施設設置届出						▲				
建設工事（本体工事）							▲	▲		
建設工事（浸出液処理施設）							▲	▲		
施工監理							▲	▲		

図 2-28 施設整備事業スケジュール（最終処分場）

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

5 その他の計画

(1) 漁業系廃棄物の処理

漁業系廃棄物は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村の連名で定めた「動植物性残渣による漁業系廃棄物処理計画」に基づき処理を行います。

○ 処理対象物

- ① カキ殻
- ② ウニ殻
- ③ 海藻残渣（ワカメ・コンブ）
- ④ ホタテ貝殻
- ⑤ 養殖付着物（カキ・ホタテ）

(2) 災害廃棄物への対応

「地域防災計画」に基づき、震災や風水害等の自然災害により、一時的に多量に排出されるごみの処理について、組合と連携してその適正な処理を図ります。

① 本市の地域防災計画における基本方針

- ・ 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図ります。
- ・ ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図ります。
- ・ 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図ります。
- ・ 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図ります。

② 本市における災害廃棄物への対応

○ 仮置場の確保・管理

・ 仮置場の確保

本市では、被災地の生活環境を保全するため、災害廃棄物等の一次的な排出場所である仮置き場を確保し、一時保管や分別作業を行います。組合では、排出場所から搬出される災害廃棄物の二次的な一時保管や、分別などの作業を行うための場所の確保を図ります。

・ 分別の徹底

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して搬入されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図ります。

また、家電リサイクル法等の対象物は、関係法令に則り適正に処理します。

・ 処理困難物・危険物等

災害によって搬入された処理困難物・危険物等は適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理します。

○ 災害廃棄物の処理

・ 災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却または埋立処分を行い適正に処理します。

・ 処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」等により協力を要請するなど、処理ルートの確保を図ります。

また、本地域外で発生した災害で発生した災害廃棄物に対し、ごみ処理の要請があった場合には、適正な処理・処分が可能な範囲で協力します。

(3) 不法投棄防止の推進

県、組合、警察等と連携を強化し、不法投棄防止に向けてパトロールを強化するなど、監視体制の強化を図ります。

(4) 在宅医療廃棄物

本地域においては、今後ますます高齢化社会となっていくことが予測されており、在宅医療廃棄物を適正に処理することが喫緊の課題であったことから、令和元年12月に宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村の連名で「宮古地域在宅医療廃棄物処理計画」を定めました。在宅医療廃棄物は、当該計画に基づき安全かつ適正に処理します。

(5) 本市の共同事務のあり方の検討

本市と組合との共同事務のあり方を協議していきます。

第3章 生活排水処理基本計画

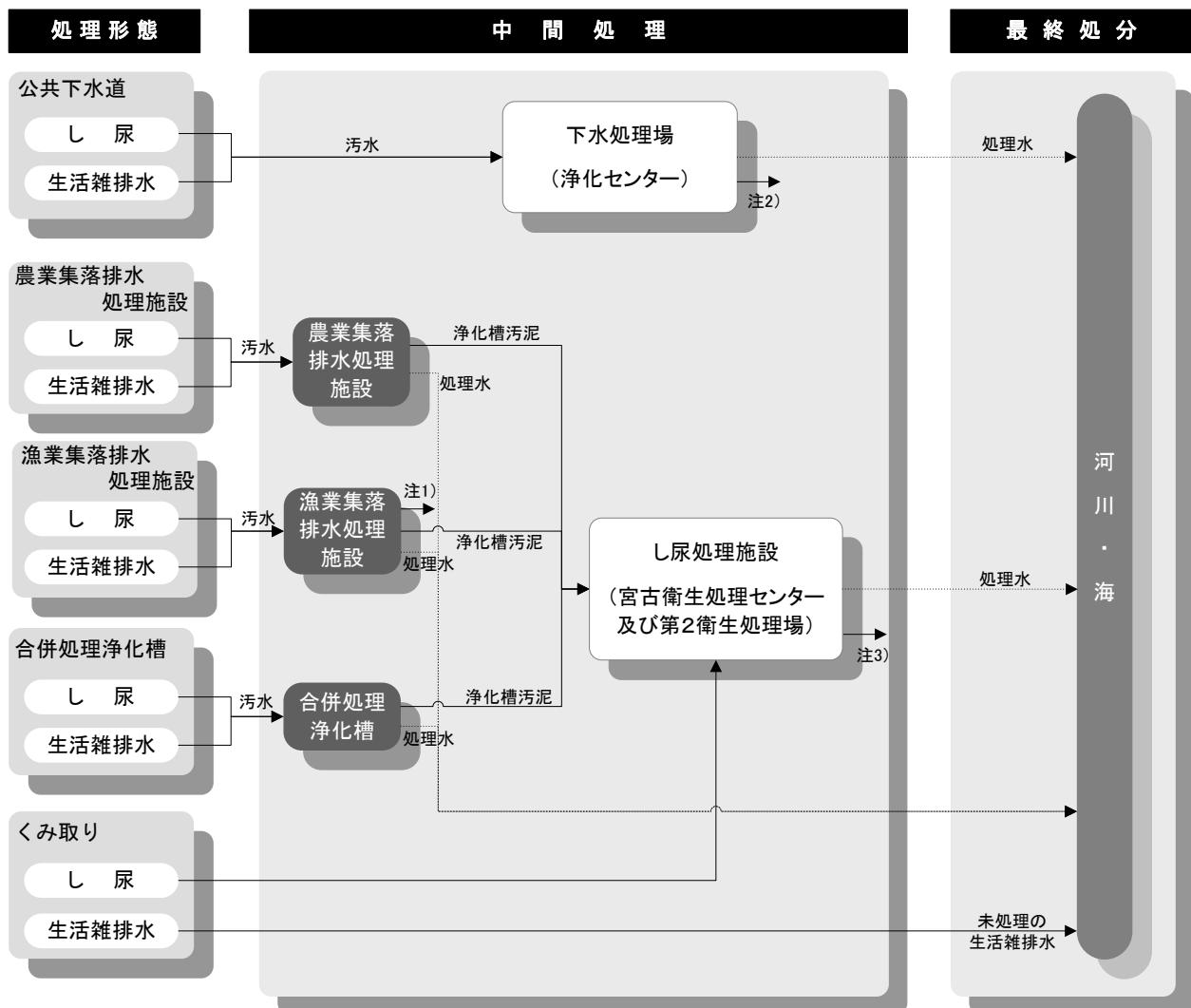
第1節 生活排水の現況と課題

1 生活排水の処理の流れ

本市における生活排水処理の流れを図3-1に示します。

本市は、し尿及び生活排水を適正に処理するため、公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設を整備するとともに、合併処理浄化槽の普及に努めています。

また、組合は、し尿処理施設（宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場）を整備し、くみ取りし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理しています。



注1・2・3) からは脱水汚泥が排出され、汚泥混焼施設に運ばれ、宮古清掃センターで焼却処理しています。

図3-1 生活排水処理の流れ（令和2年度）

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

2 処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口の推移を、表3-1及び図3-2に示します。

水洗化率は、平成27年度から令和元年度にかけて1.8ポイント増加し、89.4%となっています。また、生活排水処理率は、平成27年度から令和元年度にかけて5.8ポイント増加し、74.9%となっています。

表3-1 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人・%

			H27	H28	H29	H30	R1
下水道人口	水洗化人口	a	30,108	29,984	30,207	30,113	29,757
	未水洗化人口	b	4,267	4,244	4,494	3,784	3,541
	計(下水道処理区域内人口)	c=a+b	34,375	34,228	34,701	33,897	33,298
	(水洗化率)	d=a/c	87.6	87.6	87.0	88.8	89.4
集落排水人口	e		2,143	2,113	920	897	863
	うち浄化槽処理人口	f	1,472	1,472	668	662	682
浄化槽人口	合併処理浄化槽	g	6,784	7,206	7,446	7,681	7,893
	単独処理浄化槽	h	91	91	85	80	77
	計	i=g+h	6,875	7,297	7,531	7,761	7,970
自家処理人口	j		0	0	0	0	0
し尿人口	k		12,128	10,935	10,393	9,824	9,019
合計(区域内人口)	l=c+e+i+j+k		55,521	54,573	53,545	52,379	51,150
生活排水処理率	m=(a+f+g)/l		69.1	70.8	71.6	73.4	74.9

注)1:水洗化率：下水道処理区域内人口に対する水洗化人口の割合

注)2:生活排水処理率：区域内人口に対する生活排水処理人口(下水道(水洗化), 集落排水, 合併処理浄化槽)の割合

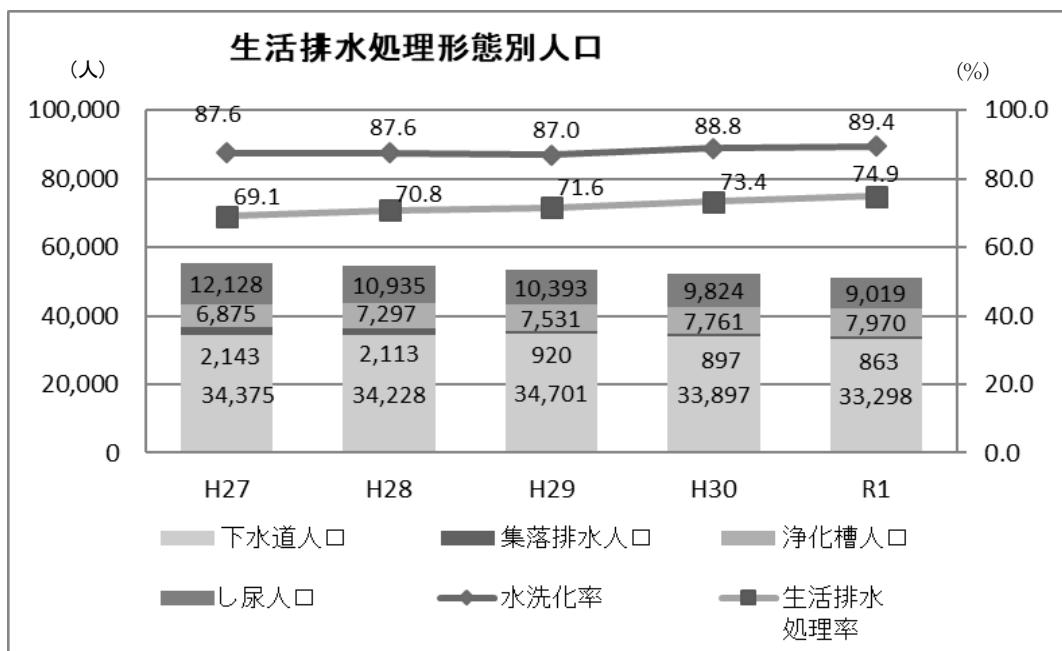


図3-2 生活排水処理形態別人口の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移を、表 3-2 及び図 3-3 に示します。

し尿は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 2,600kL 減量し、19,494kL となっています。

浄化槽汚泥は、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 1,700kL 減量し、7,384kL となっています。

表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

			H27	H28	H29	H30	R1
し尿	し尿人口	(人)	16,395	15,179	14,887	13,608	12,560
	処理量	(kℓ)	22,080	21,822	20,822	19,817	19,494
	一人 1 日あたり	(ℓ / 人日)	3.68	3.92	3.83	3.98	4.25
浄化槽汚泥	浄化槽人口	(人)	8,347	8,769	8,199	8,423	8,652
	処理量	(kℓ)	9,054	8,112	8,265	7,710	7,384
	一人 1 日あたり	(ℓ / 人日)	2.97	2.53	2.76	2.50	2.33
合計処理量		(kℓ)	31,134	29,934	29,087	27,527	26,878
1 日平均処理量		(kℓ/日)	85	82	80	75	73

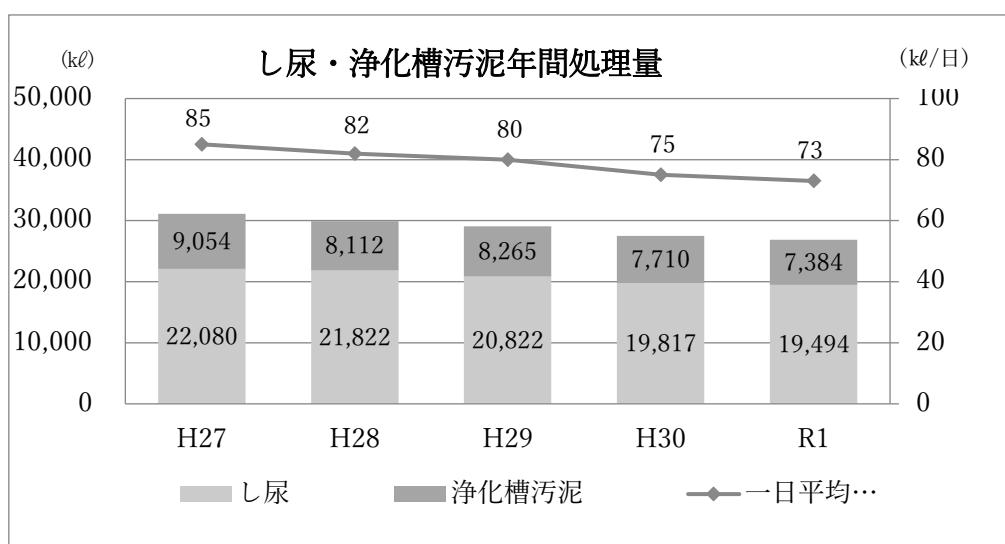


図 3-3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

4 施設整備概要

組合のし尿及び浄化槽汚泥処理施設の位置図を図 3-4 に、施設概要を表 3-3 に示します。

組合では、宮古衛生処理センター、第2衛生処理場及び予備貯留槽を整備し、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理しています。

搬入したし尿及び浄化槽汚泥は、これらの施設で有機物や窒素、リン等を除去し、処理水を閉伊川へ放流しています。

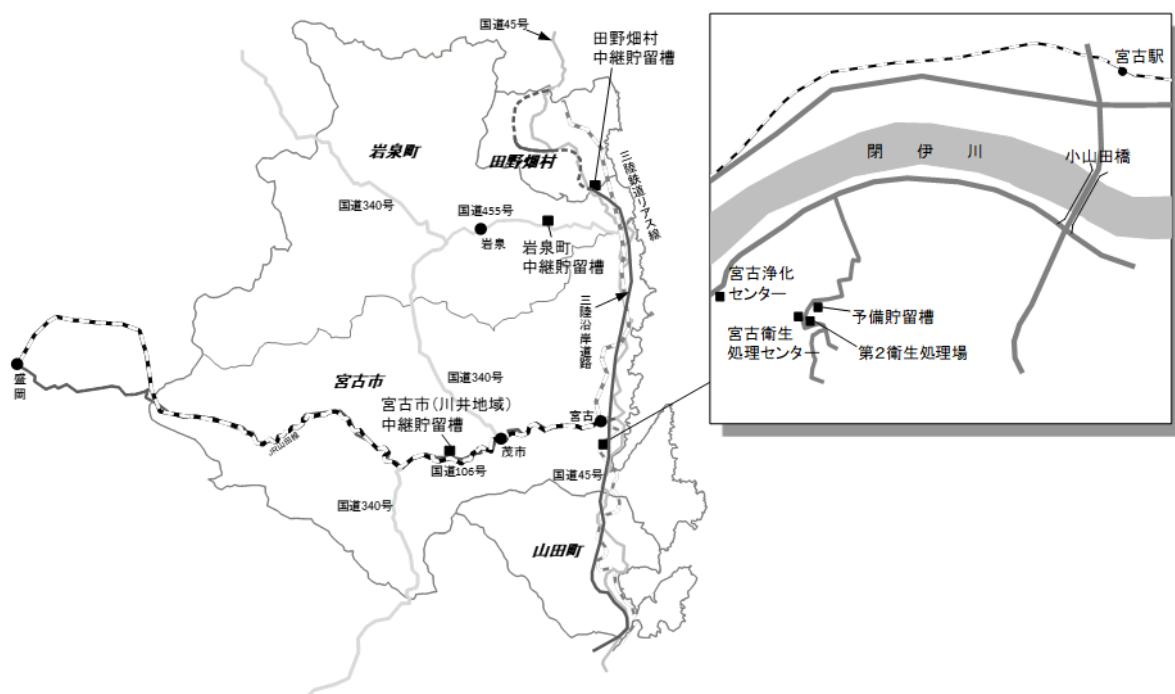


図 3-4 宮古衛生処理センターの位置図

表 3-3 施設概要

名 称	宮古衛生処理センター	第2衛生処理場	予備貯留槽
処理方式	標準脱窒素処理方式 +高度処理設備	標準脱窒素処理方式	
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥
竣工	昭和 63 年 11 月*	平成 11 年 3 月*	平成 7 年 9 月
処理能力	74kL/日	63kL/日	500 m ³ (270 m ³ +230 m ³)

名称	宮古市（川井地域） 中継貯留槽	岩泉町中継貯留槽	田野畠村中継貯留槽
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥
竣工	平成4年2月	平成15年3月	平成5年1月
容量	50m ³	110 m ³ (40 m ³ ×2+30 m ³)	50 m ³

※平成30年3月基幹の設備改良工事竣工（処理能力変更）

5 本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費

本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費及び一人あたりのし尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移を表3-4及び図3-5に示します。

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費は、1億7千万円から2億円程度で推移しています。

また、区域内人口一人あたりの経費は、2,000円から2,500円程度で推移しています。

表3-4 本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費及び一人あたりの処理経費

		H27	H28	H29	H30	R1
し尿及び浄化槽汚泥 処理経費 (千円)	収集運搬	34,924	37,621	36,299	37,794	37,141
	中間処理	167,389	141,739	129,707	152,044	164,127
	最終処分	0	0	0	0	0
	合計	202,313	179,360	166,006	189,838	201,268
一人あたりのし尿 及び浄化槽汚泥 処理経費 (円/人)	収集運搬	404	442	434	462	465
	中間処理	1,939	1,666	1,553	1,859	2,054
	最終処分	0	0	0	0	0
	合計	2,343	2,109	1,987	2,321	2,519

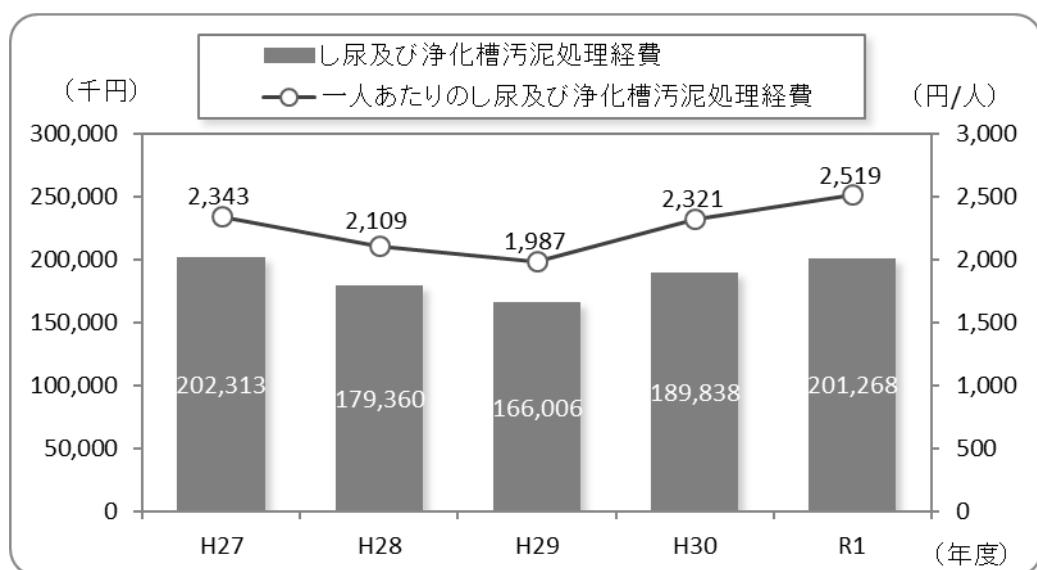


図3-5 本地域のし尿及び浄化槽汚泥処理経費及び一人あたりの処理経費

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

6 生活排水処理にかかる課題

(1) 生活排水の適正処理

公共下水道処理区域内の地域に対して、公共下水道への接続を促し水洗化率を向上させる必要があります。

また、くみ取り世帯に対しては、合併処理浄化槽や農業・漁業集落排水処理施設への接続を促し、生活排水処理率を向上させる必要があります。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の見直し

本市では、人口減少などにより、し尿及び浄化槽汚泥量は減少すると予想されることから、組合と協議しながら収集運搬体制の見直しを図る必要があります。

(3) し尿処理施設の運営

本市のし尿及び浄化槽汚泥量は減少傾向にあることから、し尿処理施設の設置者である組合では、処理量に応じた運転管理体制等の検討を行っていく必要があります。

(4) 良好な水環境づくりの推進

くみ取りをしている住宅や事業所等からは、未処理の生活雑排水が河川・海に放流されています。

そのため、住民や事業者に対して、公共下水道及び集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽設置の必要性や水環境に関する情報の提供等を行う必要があります。

1) 生活排水関連のインフラには、公共下水道、し尿処理施設、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などがあります。

第2節 生活排水処理の将来予測

1 処理形態別の人団の将来予測

本市における生活排水処理形態別人口の将来予測を表3-5及び図3-6に示します。

令和元年度現在の水洗化率は89.4%となっていますが、本計画最終年度では93.5%まで増加すると予測されます。

表3-5 生活排水処理形態別人口の将来予測

			実績	後期初年度	計画最終年度
			R1	R3	R7
下水道人口	水洗化人口	a	29,757	29,566	28,741
	未水洗化人口	b	3,541	3,223	2,011
	計(下水道処理区域内人口)	c=a+b	33,298	32,789	30,752
	(水洗化率)	d=a/c	89.4	90.2	93.5
集落排水人口			e	863	850
	うち浄化槽処理人口	f	682	660	619
浄化槽人口	合併処理浄化槽	g	7,893	8,276	8,400
	単独処理浄化槽	h	77	77	63
	計	i=g+h	7,970	8,353	8,463
自家処理人口	j		0	0	0
し尿人口	k		9,019	7,977	6,813
合計(区域内人口)	l=c+e+i+j+k		51,150	49,969	46,825
生活排水処理率	m=(a+f+g)/l		74.9	77.1	80.6

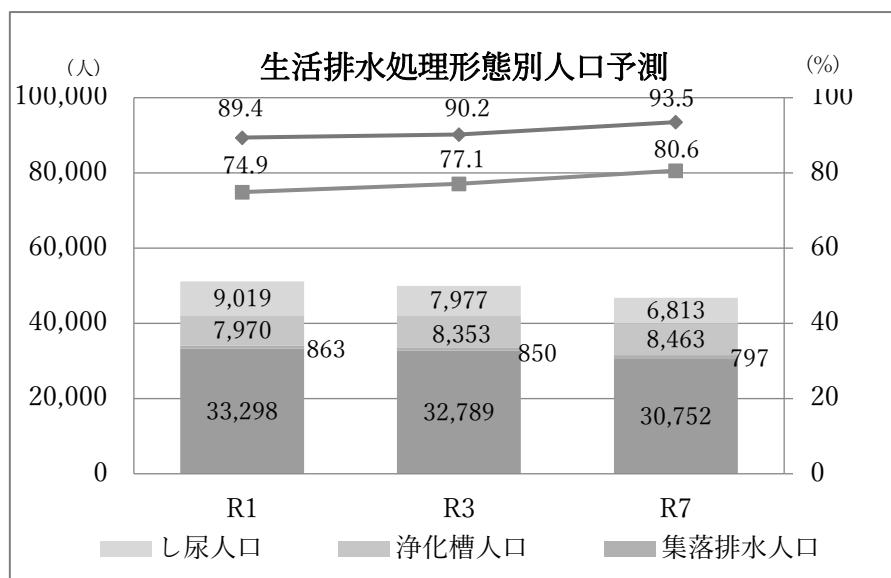


図3-6 生活排水処理形態別人口の将来予測

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測を表3-6及び図3-7に示します。

くみ取り世帯の人口減少に伴い、し尿の処理量は減少し、本計画最終年度の令和7年度では、13,598kLと予測されます。また、浄化槽汚泥の処理量は、くみ取り世帯から合併処理浄化槽への移行などの影響により、増加し、令和7年度では、7,727kLと予測されます。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の合計の処理量は減少していくと予測され、1日平均処理量は、令和元年度では73kLでしたが、本計画最終年度の令和7年度では、58kLと予測されます。

表3-6 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測

			実績	後期初年度	計画最終年度
			R1	R3	R7
し尿	し尿人口	(人)	12,560	11,200	8,857
	処理量	(kL)	19,494	17,582	13,598
浄化槽汚泥	浄化槽人口	(人)	8,652	9,013	9,049
	処理量	(kL)	7,384	7,602	7,727
合計処理量		(kL)	26,878	25,184	21,325
1日平均処理量		(kL/日)	73	69	58

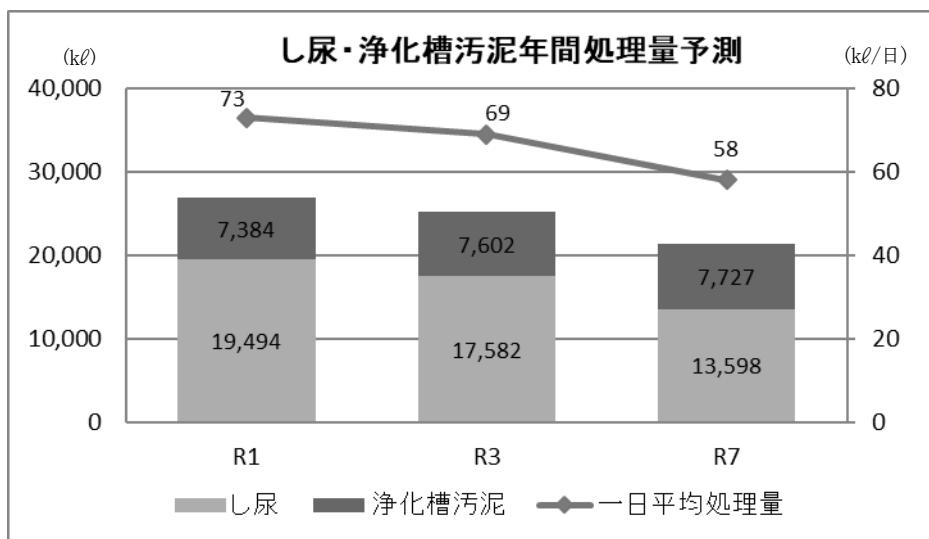


図3-7 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測

出典：一般廃棄物処理基本計画（宮古地区広域行政組合）

第3節 生活排水処理の主体

生活排水処理の主体を表3-7に示します。

本市では、公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽を整備し、各家庭からのし尿・生活雑排水を処理します。

組合では、宮古衛生処理センター等のし尿処理施設において、くみ取り世帯からのし尿や合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥を処理しています。

なお、住民が設置した合併処理浄化槽は、各設置世帯が処理主体となりますので、各世帯それぞれでし尿・生活雑排水を処理します。

表3-7 生活排水処理の主体

処理主体	種類	対象の生活排水
本市	・公共下水道 ・農業集落排水処理施設 ・漁業集落排水処理施設 ・合併処理浄化槽	・各家庭からのし尿・生活雑排水
組合	・し尿処理施設	・くみ取り世帯からのし尿 ・農業集落排水処理施設からの浄化槽汚泥 ・漁業集落排水処理施設からの浄化槽汚泥 ・合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥
住民	・合併処理浄化槽	・各家庭からのし尿・生活雑排水

第4節 生活排水処理計画

1 生活排水の適正処理の推進

公共下水道処理区域内にある未接続の住宅や事業所に対して、公共下水道処理への接続を推進し水洗化率の向上を目指します。

さらに、くみ取り世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置、集落排水処理施設への接続を推進し生活排水処理率の向上を目指します。

2 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、人口減少などにより収集運搬量が減少すると予想されることから、関係法令に基づき、組合及び構成町村で協議しながら、適正な収集運搬体制見直しの検討を行います。

3 し尿及び浄化槽汚泥中間処理計画

組合のし尿処理施設は、昭和 63 年から稼働している施設もあり、各設備・機器が一般的な耐用年数を超過してきていたことから、基幹的設備改良工事を実施し、平成 30 年 3 月に竣工しました。

今後は、減少傾向にある処理量に応じた効率的な運転管理を行うとともに、低炭素社会に配慮した計画的な施設整備を行います。

4 水環境の保全に関する普及・啓発活動

本市の水環境を保全するため、生活排水処理施設等の必要性や各家庭及び事業所等における取組み内容等の各種情報をホームページ、広報等を利用し、水環境の保全に取り組むことができるよう普及・啓発活動を推進します。

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取り組み内容等に関し、P D C Aサイクルを徹底し、実績の把握や各種ごみ減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、代替案の策定、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効率的な達成に努めます。

なお、P D C Aサイクルとは、以下図に示すように、計画を策定(Plan)し、同計画に基づいて施策を実施(Do)し、目標の達成状況や施策の実施状況を分析・評価(Check)し、その後、必要に応じて見直し(Act)を実施することを言います。

